

令和４年度 決算特別委員会資料請求一覧

資料番号	件 名	請求者	所管
1	令和3年度決算状況(決算カード)(暫定版)	篠原	財政課
2	令和3年度マイナンバーカード申請者数	加藤	戸籍住民課
3	公益社団法人 全国市有物件災害共済金及び全国市長会市民総合賠償補償保険の概要	加藤	資産経営課
4	清閑亭の業務委託契約書(令和3年度分)の写しと契約金額の推移(過去10年分)	杉山	文化政策課
5	移住セミナーの参加者数等の推移(令和元年度から令和3年度)	金崎	企画政策課
6	おだわらイノベーションラボの利用実績(令和3年7月から令和4年3月)	武松	未来創造
7	AIチャットボットの契約書(令和3年度)	杉山	デジタルイノベーション課
8	過去5年間の人権啓発講演会の実施実績について	清水	人権・男女共同参画課
9	市民ホール外構工事内訳	奥山	文化政策課
10	マイナンバーカード交付率推移(平成27年度から令和3年度)	金崎	戸籍住民課
11	マイナンバーカード 令和3年度末時点の神奈川県内市別交付率・交付順位	金崎	戸籍住民課
12	各所管の令和3年度保険契約一覧(件名、契約先(所在市町村)、契約金額、担当課名)	加藤	総務課
13	生活保護利用者の国ごとの在日外国人の内訳(平成29年度から令和3年度)	武松	生活援護課
14	デジタルサイネージ、公共施設のWi-Fi設置に関する契約書等	杉山	デジタルイノベーション課
15	広報紙製作委託業者の実績	奥山	広報広聴室
16	令和3年度「広報小田原」製作業務仕様書	奥山	広報広聴室
17	特別支援学級児童・生徒数、学級数及び通級指導教室通級児童・生徒数、学級数(平成30年度から令和4年度分)	奥山	教育指導課
18	教育相談件数(はーもにい分・令和2年度から令和3年度分)	奥山	教育指導課
19	焼却灰等処分委託先概要	武松	環境政策課
20	過去3年間の市民と市長の懇談会及び地域活動懇談会の開催状況等(開催日、時間、参加者、参加人数、開催場所)	木村	広報広聴室 地域政策課
21	タウンセンター3館の管理運営業務委託料の契約額 (一般財団法人小田原市事業協会・平成29年度から令和3年度分)	杉山	地域政策課
22	公衆便所の洋式化の状況	木村	環境保護課
23	街区公園便所一覧	木村	みどり公園課
24	児童発達支援を必要とする児童の増加に伴う推移について及びつくしんぼ教室利用状況	奥山	子ども青少年支援課 障がい福祉課
25	小田原城址公園内の樹木の伐採及び剪定の本数とその決算額(平成29年度から令和3年度)	金崎	小田原城総合管理事務所
26	2017年度から2021年度における後期高齢者医療費窓口負担額	横田	保険課
27	個別支援員の人数の推移(平成29年度から令和3年度)	清水	教育指導課
28	国民健康保険における県下19市の1人当たりの医療費一覧(過去3年)	金崎	保険課

決算特別委員会請求資料1 財政課

令和3年度
決算状況
(暫定版)

都 道 府 県 神 奈 川 県	人口集中 地区人口	コード番号		142069	市 町 村 類 型	施行時特例市			
		ふりがな		おだわらし	3 年 度 交 付 税 種 地 区 分	I－5			
		市 町 村 名		小田原市					
人口密度	人口集中 地区人口	産 業 構 造							
1,662人	164,884人	区 分		第 1 次	第 2 次	第 3 次			
0. 1以降の合併状況	169,095人	就業人口	2年 国調	2,092人	19,847人	63,050人			
				2.5%	23.3%	74.2%			
			27年 国調	2,303人	21,337人	60,970人			
				2.7%	25.2%	72.1%			
町を編入合併									
2年度		令和3年度		区 分		指 数 等		指 定 団 体 等 の 状 況	
103,999,003		83,995,329		基 準 財 政 需 要 額		29,574,171		○ 交 付 ○ 首 都 ○ 近郊整備	
100,188,554		79,076,301		基 準 財 政 収 入 額		27,136,585			
3,810,449		4,919,028		標 準 税 収 入 額 等		34,762,365			
341,197		186,781		標 準 財 政 規 模		40,438,534			
3,469,252 (イ)		4,732,247		財 政 力 指 数		単 0.918 平 0.949			
△ 15,768 (イ)-(ア)		1,262,995		実 質 収 支 比 率		11.7%		事 務 の 共 同 処 理 状 況 山林事業 後期高齢者医療広域連 合 消防事務 (H25.3.31足柄 消防組合解散に伴う)	
1,734,711		1,808,439		公 債 費 負 担 比 率		9.0%			
				健全化判断比率 実質赤字比率	－%				
2,350,000		1,400,000		連結実質赤字比率	－%				
△ 631,057		1,671,434		実質公債費比率	2.1%				
				将来負担比率	30.0%				
				積立金現在高	8,624,082				
				地方債現在高	59,584,665				
				収益事業収入	100,000				
				債務負担行為額	12,235,584				
				可処分資産額					
員 等				特 別 職 員 等					
月額 B		1人当たり支給月額 B/A		区 分		改定実施年月日		1人当たり平均 給料 (報酬) 月額	
330,303千円		317,905円		市 町 村 長		H28.5.24		988,000円	
12,045千円		354,265円		副 市 町 村 長		H28.5.24		817,000円	
120,047千円		320,981円		教 育 長		H28.5.24		706,000円	
				議 会 議 長		H16.4.1		586,000円	
				議 会 副 議 長		H16.4.1		511,000円	
462,395千円		319,554円		議 会 議 員		H16.4.1		475,000円	
普通会計からの繰入額	職員数	特別会計の状況 企業会計の状況	会 計 名		収 支 額		普通会計からの繰入額	職員数	
1,450,000	21人		介 護 保 険 事 業		199,793		2,574,510	22人	
			後 期 高 齢 者 医 療 事 業		59,218		2,267,359	4人	
	9人		水 道 事 業		△ 664,696		79,314	53人	
5,000	3人		病 院 事 業		783,367		1,400,000	632人	
8,000	2人		下 水 道 事 業		△ 2,478,890		2,100,000	34人	
30,000	4人								

市 町 村 名			小 田 原 市		類 型	施行時特例市	(単位:千円、%)								
歳 入					性 質 別 歳 出										
区 分			決 算 額	構 成 比	経常一般財源 K	K の 構 成 比	区 分	決 算 額	構 成 比	税 等	経常一般財源	経 常 収 支 比 率			
地 方 税			31,935,361	38.0	30,060,214	76.5	人 件 費	14,093,638	17.8	12,134,771	11,944,049	28.7			
地 方 譲 与 税			394,246	0.5	394,246	1.0	うち職員給	9,737,460	12.3	8,704,003	8,576,684	20.6			
利 子 割 交 付 金			13,830	0.0	13,830	0.0	扶 助 費	24,327,085	30.8	5,631,396	5,145,212	12.3			
配 当 割 交 付 金			205,920	0.3	205,920	0.5	公 債 費	4,843,880	6.1	4,617,593	4,617,593	11.1			
株式等譲渡所得割交付金			261,931	0.3	261,931	0.7	内 元利償還金	4,843,804	6.1	4,617,517	4,617,517	11.1			
地方消費税交付金			4,449,224	5.3	4,449,224	11.3	訳 一時借入金利子	76	0.0	76	76	0.0			
ゴルフ場利用税交付金			15,064	0.0	15,064	0.0	小 計	43,264,603	54.7	22,383,760	21,706,854	52.1			
自動車税環境性能割交付金			71,713	0.1	71,713	0.2	物 件 費	13,239,087	16.8	8,736,921	5,916,120	14.2			
法 人 事 業 税 交 付 金			393,463	0.5	393,463	1.0	維 持 補 修 費	393,230	0.5	307,345	307,345	0.7			
地方特例交付金			580,408	0.7	547,742	1.4	補 助 費 等	6,417,262	8.1	5,821,147	3,750,571	9.0			
地 方 交 付 税			2,703,257	3.2	2,443,687	6.2	積 立 金	1,833,891	2.3	1,810,216					
	普 通		2,443,687	2.9	2,443,687	6.2	投資及び出資金・貸付金	1,191,636	1.5	386,636					
	特 別		259,570	0.3											
小 計			41,024,417	48.9	38,857,034	98.8	繰 出 金	6,337,812	8.0	5,206,330	4,950,147	11.9			
交通安全交付金			26,059	0.0	26,059	0.1	前 年 度 前 繰 上 充 用 金								
分担金・負担金			2,256,588	2.7			投 資 的 経 費	6,398,780	8.1	1,919,547	()は減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた場合 経常一般財源 36,631,037				
使用料			642,331	0.8	198,466	0.5	内 訳	うち人件費	303,423	0.4			303,423		
手数料			748,487	0.9				普通建設事業費	6,361,176	8.1			1,906,986		
国庫支出金			20,507,621	24.4				補 助	3,356,105	4.2			507,769		
国有提供交付金								単 独	2,851,395	3.6			1,368,829		
都道府県支出金			4,989,684	5.9				災害復旧事業費	37,604	0.0			12,561		
財 産 収 入			373,327	0.5	241,823	0.6	訳 失業対策事業費				36,631,037				
寄 附 金			1,015,492	1.2			合 計				税 等 総 額 51,490,930				
繰 入 金			1,778,775	2.1											
繰 越 金			3,810,449	4.5											
諸 収 入			2,214,417	2.6											
地 方 債			4,607,682	5.5											
合 計			83,995,329	100.0	39,323,382	100.0									
市 町 村 税						目 的 別 歳 出									
区 分			決 算 額	構 成 比	増 減 率	基 準 税 額 ×100／75	超 過 課 税 分 取 入 済 額	区 分	決 算 額	構 成 比	税 等				
市 町 村 民 税	個 人 分		11,359,839	35.6	△ 2.7	11,538,684		議 会 費	427,036	0.5	427,036				
	法 人 分		1,825,223	5.7	△ 8.4	1,365,457	194,448	総 務 費	9,794,460	12.4	7,714,062				
固 定 資 産 税			15,120,841	47.3	△ 2.1	15,102,360		民 生 費	33,613,013	42.5	13,352,034				
軽 自 動 車 税			409,802	1.3	4.0	401,536		衛 生 費	8,382,321	10.6	5,461,587				
市 町 村 た ば こ 税			1,324,569	4.1	6.9	1,333,252		労 働 費	141,548	0.2	21,548				
鉱 産 税								農 林 水 産 業 費	991,126	1.3	547,414				
特 別 土 地 保 有 税								商 工 費	1,971,191	2.5	1,500,133				
法 定 外 普 通 税								土 木 費	6,839,705	8.7	4,888,088				
目 的 税			1,895,087	6.0	△ 1.6			消 防 費	4,114,046	5.2	2,301,539				
内 訳	入 湯 税		19,941	0.1	56.3			教 育 費	7,920,371	10.0	5,728,307				
	都 市 計 画 税		1,875,146	5.9	△ 1.9			災 害 復 旧 費	37,604	0.0	12,561				
	そ の 他							公 債 費	4,843,880	6.1	4,617,593				
合 計			31,935,361	100.0	△ 2.3	29,741,289	194,448	諸 支 出 金							
								合 計	79,076,301	100.0	46,571,902				
適 用 税 率 の 状 況 (令 和 4 年 3 月 末 日 現 在)							徴 収 率	区 分		現 年 課 税 分	滞 納 繰 越 分	合 計			
市 町 村 民 税	個 人 分	均 等 割	3,500円	市 町 村 民 税	法 人 分 均 等 割										
		所 得 割	標準税率に対する比率 1.0												
				法 人 税 割		8.4%									
				固 定 資 産 税		1.4%									

令和3年度マイナンバーカード申請者数

年齢帯 月	0歳～20歳	21歳～65歳	66歳～	合計
令和3年4月	1,385件	3,472件	1,029件	5,886件
5月	165件	583件	209件	957件
6月	98件	361件	131件	590件
7月	81件	301件	84件	466件
8月	158件	445件	100件	703件
9月	92件	469件	163件	724件
10月	106件	461件	272件	839件
11月	572件	1,377件	517件	2,466件
12月	182件	619件	227件	1,028件
令和4年1月	229件	859件	238件	1,326件
2月	210件	735件	760件	1,705件
3月	225件	745件	664件	1,634件
合計	3,503件	10,427件	4,394件	18,324件

交付数	26,956件
交付率(累計)	45.60%

※R3/1/1時点人口で交付率算出

(参考) 令和4年度の状況 (R4.9.1)

申請数(累計)	108,656件
交付数(累計)	92,648件
交付率(累計)	49.09%

※R4/1/1時点人口で交付率算出

公益社団法人全国市有物件災害共済金及び全国市長会市民総合賠償補償保険の概要

1 公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局

(1) 概要

- ア 所在地 東京都千代田区平河町2丁目4-1 日本都市センター会館内
- イ 設立 昭和24年1月14日
- ウ 会員数 792市(令和4年3月31日現在)(会員全市建物共済加入)

(2) 共済の目的

全国の団体が共同して公有財産の災害による損害を相互救済する事業を行うことを主たる目的とし、地方自治法第263条の2の規定に基づき、設立された公益法人である。会員が市及び市が設置する一部事務組合等であり、全国各市の委託を受け、市の所有する財産の災害による損害に対し、相互救済事業を行っていることから、低廉な分担金（掛金）が実現している。

(3) 小田原市の加入開始時期

- 建物総合損害共済 昭和25年3月27日から
- 自動車損害共済 昭和40年4月1日から

(4) 令和3年度分担金（掛金）

- ア 建物総合損害共済 8,046,778円
 - イ 自動車損害共済 5,073,310円
- ※特別・企業会計分は含まれていない。

(5) 保険加入の仕組み

本市では年度ごとに加入申込をしている。

また、車両では事故発生時、共済会が相手方と示談代行を行う「総合契約」に加入している

(6) 保険内容

ア 建物

火災、落雷、ガス爆発などの破裂・爆発、建物または工作物の外部からの物体の落下・飛来・衝突または倒壊、車両の衝突または接触、騒じょうもしくは労働争議またはこれらに類似の集団示威行動に伴い生じた破壊行為、いたずらにより生じた機能的損害や落書きなどによる汚損、風水災（台風、旋風、暴風雨、洪水、高潮など）、雪災（積雪、なだれ、あられ、ひょうなど）、土砂崩れによる損害は共済金（保険金）の支払い対象となる。

イ 車両

車両共済と損害賠償共済の2種に加入している。

車両共済は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然の事故によって車両およびその付属品に損害が生じた場合は災害共済金の支払いができる。

損害賠償共済は、他人の財物へ損害を与えたとき、又は、他人の生命または身体に損害を与えたときの損害をてん補する。

2 全国市長会（市民総合賠償補償保険）

（1）概要

- ア 所在地 東京都千代田区平河町 2-4-2 全国都市会館 4 階
- イ 設立 明治 31 年 5 月 18 日
- ウ 会員数 815 市区（うち市民総合賠償補償保険加入市は令和 4 年 6 月 1 日時点で 637 市）

（2）保険の目的

全国の市長（特別区の区長含む）をもって組織された団体であり、法的には、昭和 38 年の地方自治法改正により、市長の全国的組織として自治大臣（現総務大臣）への届け出団体となり、現在に至っている。（地方自治法第 263 条の 3）

市民総合賠償補償保険とは、当会が加入市を被保険者とする団体保険契約を損害保険会 4 社（損害保険ジャパン（株）、東京海上日動火災保険（株）、三井住友海上火災保険（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）。そのうち損害保険ジャパン（株）が引受幹事保険会社）と締結して実施するものであり、「賠償責任保険」と「損害保険」により構成されている保険制度である。

市が所有、使用、管理する施設、業務等を包括的にカバーしていることに加え、多くの市が加入することで規模のメリットを活かした低廉な保険料を実現している。

（3）小田原市の加入開始時期 平成 14 年 4 月 1 日から

（4）令和 3 年度保険料 2,086,878 円

（5）保険加入の仕組み

全国市長会が保険契約者となり、本保険加入を希望する都市を取りまとめ、一括して保険会社と契約を行う「団体契約」となっている。本市では年度ごとに加入依頼をしている。

（6）保険内容

- ア 賠償責任保険の場合

市が次の(ア)～(エ)の事故により、住民等第三者の生命もしくは身体を害し、または住民等第三者の財物を滅失・き損もしくは汚損した場合において法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する。

(ア) 市が所有、使用、管理する施設の瑕疵（欠陥）

(イ) 市が所有、使用、管理する施設の管理業務遂行上の過失

(ウ) 市の業務遂行上の過失

(エ) 市が福祉施設・保養施設において生産販売または提供する生産物に起因する事故

イ 補償保険の場合

(ア)と(イ)に該当する市行事の遂行中に、当該行事参加の住民等第三者が死亡または身体障害（後遺障害の伴うものに限る）もしくは入通院を伴う傷害を被った場合、市の賠償責任の有無に関係なく、当該被災者に支払う補償費用をてん補する。

(ア) 市が主催・共催する社会体育活動、社会教育活動、社会福祉活動、生涯学習活動

(イ) その他市が主催・共催し、住民が参加する行事等

また、市の管理下で社会奉仕活動（市の依頼によるボランティア活動）を行う団体や個人、市から業務委託による私人（非常勤職員、臨時的任用職員または有償ボランティア）が業務遂行中に傷害を被った場合も補償の対象となる。

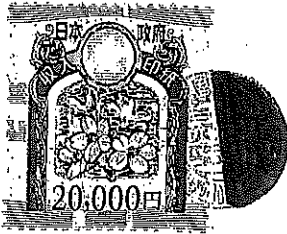
清閑亭の業務委託契約書（令和3年度分）の写しと契約金額の推移（過去10年分）

清閑亭の業務委託契約書の写し（令和3年度分）

別紙のとおり

契約金額の推移（過去10年分）

年 度	契約金額（円）
平成24年度	18,000,000
平成25年度	17,000,000
平成26年度	16,000,000
平成27年度	15,500,000
平成28年度	15,000,000
平成29年度	15,000,000
平成30年度	15,000,000
令和元年度	13,000,000
令和2年度	13,000,000
令和3年度	13,000,000



業務委託契約書

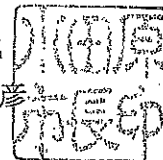
業務件名	清閑亭を核とする歴史的風致維持向上事業業務
業務場所	小田原市南町一丁目5番73号 清閑亭 ほか
業務期間	令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで
契約金額	金 13,000,000 円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,181,818 円
	「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に 10/110 を乗じて得た金額である。
支払の条件	☒ 別紙「契約金額の分割支払表」のとおり ☐ 無
契約保証金	☐ 現金 円 ☐ 保険加入 ☐ 有価証券 円 ☒ 免除

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年(2021年) 4月 1日

発注者 小田原市荻窪 300 番地
小田原市長 守屋 輝彦



受注者

〒250-0013 神奈川県小田原市南町1-5-73 清閑亭
特定非営利活動法人小田原まちづくり応援団

理事長 小早川のぞみ

電話&FAX 0465-22-2834
E-mail: odawara@machien.net



契約金額の分割支払表

区分	支払金額
令和3年(2021年) 4月	1,083,333 円
5月	1,083,333 円
6月	1,083,333 円
7月	1,083,333 円
8月	1,083,333 円
9月	1,083,333 円
10月	1,083,333 円
11月	1,083,333 円
12月	1,083,333 円
令和4年(2022年) 1月	1,083,333 円
2月	1,083,333 円
3月	1,083,337 円
計	13,000,000 円

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって定められた期間中誠実に業務を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等)

第3条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、書面による発注者の承諾を得なければならない。

(業務の変更、中止等)

第4条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(臨時業務)

第5条 発注者は、仕様書に定められたもののほか、故障、事故等により臨時に業務の必要が生じたときは、これを受注者の現場代理人に要求することができる。この場合、現場代理人は、速やかに適切な処理をとらなければならない。

2 前項の規定により業務を実施する場合において相当の費用を要するときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第6条 受注者は、業務履行中、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を取らなければならない。

2 受注者は、前項の規定による臨機の措置を取ったときは、速やかに発注者に報告するものとする。

(施設物品保全の義務)

第7条 受注者は、業務の実施に当たり、発注者の建物、工作物その他の物品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 受注者は、業務履行中発注者の建物、工作物その他の物品に破損又は滅失の事実若しくはそのおそれのあることを発見したときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(債務不履行)

第8条 受注者は、債務不履行のため発注者に損害を与えたときは、発注者の被った一切の損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(損害の賠償)

第9条 受注者は、業務の実施に当たり、発注者の建物、工作物その他の物品に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 受注者は、この業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを

負うものとする。

- 3 受注者は、前2項に規定する事故が生じたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 受注者又はその使用人は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(業務の確認)

第12条 受注者は、業務が完了したときは、1箇月ごとに業務報告書及び業務完了届を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の届出があったときは、完了事実を確認するものとする。

(契約金の支払)

第13条 受注者は、前条による確認を得たときは、契約金の支払条件に基づき適法な手続にしたがって発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内にこれを支払うものとする。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者又はその使用人等に不正行為があったとき。
- (2) 業務が著しく遅延したとき。
- (3) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (4) 業務内容が著しく誠意を欠くと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させたとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催促をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らか

であるとき。

(7) 第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 関係法令に違反し、営業の全部又は一部の停止又は廃止等の措置がとられたとき。

3 前2項の規定により契約を解除した場合、受注者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、発注者は、履行済みの部分について相当と認める金額を支払うものとする。

第15条 発注者は、公用又は公益のため、その他やむを得ない事由により契約を履行させることができないときは、この契約を解除することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第4条の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の1以上減少したとき。

(2) 第4条の規定による業務の履行の中止期間が委託期間の3分の1以上に達したとき。

3 第14条第4項及び前条第3項の規定は、前2項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下本条において「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等（以下本条及び次条において「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者又は役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有している

と認められたとき。

- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者に違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第18条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(相殺)

- 第19条 発注者は、受注者が発注者に支払うべき金銭債務がある場合は、この契約に基づき受注者に支払うべき代金と相殺することができる。

(疑義等の解決)

- 第20条 この契約の履行に当たり疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ解決するものとする。

(その他の事項)

- 第21条 この契約書に定めるもののほか必要な事項については、小田原市契約規則（昭和39年小田原市規則第22号）及びその他関係法令の規定によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

別添（第11条関係）特記事項

（総則）

第1条 受注者又はその使用人は、小田原市個人情報保護条例その他の法令等を遵守し、この契約により取り扱う場合は、個人情報の管理について、発注者と同等の措置を講じなければならない。

（報告等）

第2条 受注者又はその使用人は、この契約による業務を処理するため、個人情報の取扱いが必要になった場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、個人情報の適正な取扱いのため、以下に定める措置をとるほか、発注者の指示に従わなければならない。

（個人情報の保管）

第3条 受注者又はその使用人は、この契約により取り扱う個人情報を毀損、又は滅失することのないよう、個人情報の安全な保管を図らなければならない。

（秘密の保持等）

第4条 受注者又はその使用人は、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人の権利利益の保護）

第5条 受注者又はその使用人は、この契約による個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵すことのないように図らなければならない。

（目的外使用の禁止）

第6条 受注者又はその使用人は、この契約により取り扱う個人情報を、本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

清閑亭を核とする歴史的風致維持向上事業業務委託仕様書

1 委託事業の実施

(1) 目的

小田原市歴史的風致維持向上計画及び国の社会資本総合整備計画（街なみ環境整備事業の効果促進事業）等に基づき、小田原市（以下「発注者」という。）の歴史的・文化的資源である清閑亭の回遊・交流拠点としての活用を核として、小田原城周辺の歴史的風致を活かした文化観光によるまちづくりを推進する。

(2) 業務委託内容

清閑亭の施設開放及びイベント、ギャラリー等の催しを実施するとともに、清閑亭と同じ近現代の別邸である小田原文学館及び松永記念館等の歴史的風致形成建造物等と連携し、近代邸園文化で培われ、固有の生業や生活文化を活かした南町・板橋周辺地区への回遊性拡大を図るなど地域の特色を生かした文化観光によるまちづくりを推進する。

ア 業務内容

(7) 清閑亭（歴史的風致形成建造物）の魅力発信に関する業務

- a 施設の開放・案内
- b 施設（建物・庭園）の美観確保
- c 施設案内パンフレットの制作・配布
- d 情報発信事業

(4) 類似の歴史的風致形成建造物との連携による回遊性拡大に向けた業務

- a 年間の自主企画事業による回遊性拡大
- b 南町・板橋を中心に小田原城周辺の回遊を高めるための連携事業の企画・実施等
- c 秋の湘南邸園文化祭（9月～12月開催）による回遊性拡大事業の実施
- d 小田原文学館・松永記念館との連携を中心に小田原まちあるき観光プロモーション支援
- e 文化振興のためのプロモーション支援

(7) 交流・体験施設としての機能拡大に向けた業務

- a カフェ・イベント・ギャラリーの企画・運営

(エ) 邸園文化の調査・研究及び情報発信

(オ) 業務報告書の作成業務

(カ) 運営に係る施設の維持管理（大規模改修等は除く）

*上記(イ)・(ウ)に係る企画事業については、年間50回程度を想定。

イ 事業実施に伴う留意事項

(7) 作成物の扱い

WEBサイト及びパンフレット等の作成に当たっては、本委託事業によるものである旨を表記する。

(イ) 収入を充てることができる事業経費

収入に係る事業で発生する経費とし、発注者が認めた経費とする。

(直接経費の例)

- ・ PR 媒体の作成、WEB サイト等での情報発信
- ・ 体験・交流企画や各種イベント等の実施にかかる費用
- ・ その他

＊経費の明細を明らかにし、事前に発注者と協議すること。

(ロ) 収入の扱い

収入については、(イ)の費用充当分を控除した額を発注者に納付しなければならない。

(エ) 新型コロナウイルス感染症に関する事項

事業実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を講じること。

企画事業等が実施できない場合、代替手法案を提案すること。

2 業務期間

令和3年(2021年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日

3 業務場所

小田原市南町一丁目5番73号 清閑亭ほか

4 業務報告書提出期限

業務完了後10日以内に提出するものとする。

5 業務報告書提出先

小田原市荻窪300番地

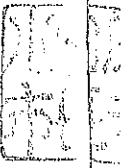
小田原市文化部文化政策課

6 その他

本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い事業を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。

また、この業務の内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、発注者の承認を得ないで他に漏らし、又は、その他の目的に利用してはならない。

契約金額に係る消費税及び地方消費税については、業務完了日における消費税及び地方消費税の税率を適用する。



移住セミナーの参加者数等の推移（令和元年度から令和3年度）

1. 移住セミナーの参加者数

平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度
103名	159名	143名

※市主催3回
県主催分への参加2回

※市主催3回
県主催分への参加1回

※市主催3回
県主催分への参加1回

2. 移住相談件数

平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度
136件	355件	368件

※相談者の地域属性（令和3年度）

地域	件数	構成比
東京都	138	37.5%
神奈川県	93	25.3%
埼玉県	26	7.0%
千葉県	22	6.0%
その他	89	24.2%

3. 移住サポーター数

令和元年度末 時点	令和2年度末 時点	令和3年度末 時点
44名	52名	55名

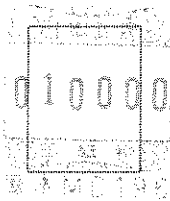
4. 転入者数

平成31／令和元年	令和2年	令和3年
7,255人	7,242人	6,942人

おだわらイノベーションラボの利用実績（令和3年7月から令和4年3月）

（延べ人数）

機能	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
イベントスペース	256	122	151	249	219	276	117	303	342	2,035
打ち合わせスペース	138	132	124	164	258	145	153	206	158	1,478
コワーキングスペース	86	91	85	72	87	57	59	56	53	646
市職員（サテライト利用）	23	11	25	52	49	21	13	23	17	234
計	503	356	385	537	613	499	342	588	570	4,393



業 務 委 託 契 約 書

業 務 件 名	小田原市 AI チャットボット導入業務
業 務 場 所	小田原市荻窪 300 番地小田原市役所および小田原市が指定する場所
業 務 期 間	契約締結日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日まで
契 約 金 額	金 7,377,150 円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 670,650 円
	「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したものである。
支 払 の 条 件	☐ 別紙「契約金額の分割支払表」のとおり ☒ 無
契 約 保 証 金	☐ 現 金 円 ☐ 保険加入 ☐ 有価証券 円 ☒ 免 除

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

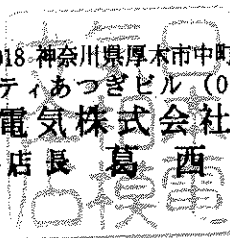
この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3 年（2021 年）11 月 11 日

発注者 小田原市荻窪 300 番地
小田原市長 守屋 輝彦



受注者 〒243-0018 神奈川県厚木市中町四丁目16番21号
プロミティあづきビル (046) 224-5511
日本電気株式会社相模支店
支店長 葛西 甲 太



(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって定められた期間中誠実に業務を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等)

第3条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(業務責任者)

第4条 受注者は、業務責任者を選任し、これを書面により発注者に通知するものとする。

2 業務責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 受注者の業務員の指揮監督及び業務処理
- (2) 発注者との業務連絡及び調整
- (3) 発注者からの仕様書に基づく注文事項の受任
- (4) その他本契約の目的の達成に必要な事項

3 発注者は、業務責任者が業務執行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

(業務員)

第5条 業務員の選定は、受注者が行うものとする。

(法令上の責任)

第6条 受注者は、業務員に対し、委託業務の遂行に十分な技術を習得させ、業務に専念するよう指揮監督するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令上すべての責任を負うものとする。

(作業室の使用等)

第7条 発注者は、発注者が所有する施設において、受注者が委託業務を遂行するために必要な作業室及び機械器具類を、受注者に無償で提供するものとする。

2 前項に規定する以外のもので、受注者が自ら委託業務に必要とする機械器具類を備え付けて使用の場合は、発注者の承諾を得なければならない。

(機械器具類の費用負担)

第8条 この業務に使用する発注者占有の機械器具類の修繕料は、発注者の負担とする。

2 前条第2項の規定により、受注者が備え付ける機械器具類の修繕料及び消耗品類は、受注者の負担とする。

(業務の履行責任)

第9条 受注者が行う本契約業務履行に契約の内容に適合しないものがあった場合は、受注者は直ちに完全な履行となるよう追完しなければならない。ただし、発注者の設備に受注者が予見できない不備欠陥があったとき、又は発注者が提供した付属品等の不具合等受注者の責に基づかないときはこの限りではない。

(業務の変更、中止等)

第 10 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第 11 条 受注者は、業務履行中、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 受注者は、前項の規定による臨機の措置を執ったときは、速やかに発注者に報告するものとする。

(施設物品保全の義務)

第 12 条 受注者は、業務の実施に当たり、発注者の建物、工作物その他の物品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 受注者は、業務履行中発注者の建物、工作物、その他の物品に破損又は滅失の事実若しくはそのおそれのあることを発見したときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(債務不履行)

第 13 条 受注者は、自己の責めに帰すべき事由による債務不履行のため発注者に損害を与えたときは、発注者の被った一切の損害を賠償するものとする。

(損害の賠償)

第 14 条 受注者は、業務の実施に当たり自己の責めに帰すべき事由により発注者の建物、工作物、その他の物品に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

2 受注者は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

3 受注者は、前 2 項に規定する事故が生じたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(損失の負担)

第 15 条 この業務の実施に当たり生じた損失（第三者に及ぼした損失を含む。）は、この契約に定めがあるもののほか、受注者の負担とする。ただし、その損失の発生が発注者の責めに帰する場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第 16 条 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第 17 条 受注者は、この契約による業務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(検査等)

第 18 条 発注者は、委託業務の処理状況について、随時検査し、報告を求めることができるとともに、委託業務の処理に関して必要な指示を受注者に与えることができるものとする。

(業務の確認)

第 19 条 受注者は、業務が完了したときは、速やかに業務報告書又は業務完了届を発注者に提出

しなければならない。

- 2 発注者は、前項の届出があったときは、完了事実を確認するものとする。

(契約金の支払)

第 20 条 受注者は、前条による確認を得たときは、契約金の支払条件に基づき適法な手続に従って発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求があった日から 30 日以内にこれを支払うものとする。

(発注者の解除権)

第 21 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者又はその使用人等に不正行為があったとき。
- (2) 業務が著しく遅延したとき。
- (3) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (4) 業務内容が著しく誠意を欠くと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 2 条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させたとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催促をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第 23 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

- 3 前 2 項の規定により契約を解除した場合、受注者は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に支払うものとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定により契約を解除したときは、発注者は、履行済みの部分について相当と認める金額を支払うものとする。

第 22 条 発注者は、公用又は公益のため、その他やむを得ない事由により契約を履行させることができないときは、この契約を解除することができる。

- 2 前条第 4 項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

- 3 発注者は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第 23 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 10 条の規定により業務内容を変更したため、契約金額が 3 分の 1 以上減少したとき。

(2) 第 10 条の規定による業務の履行の中止期間が委託期間の 3 分の 1 以上に達したとき。

3 第 21 条第 4 項及び前条第 3 項の規定は、前 2 項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第 24 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例（平成 23 年小田原市条例第 29 号。以下本条において「条例」という。）第 2 条第 3 号に定める暴力団員又は第 4 号に定める暴力団員等（以下本条及び次条において「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者又は役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を発注者に違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 25 条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(疑義等の解決)

第 26 条 この契約の履行に当たり疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ解決するものとする。

(その他の事項)

第 27 条 この契約書に定めるもののほか必要な事項については、小田原市契約規則及びその他関係法令の規定によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

〔特 記 事 項〕（第 17 条関係）

（総則）

第 1 条 受注者は、小田原市個人情報保護条例その他の法令等を遵守し、この契約により取り扱う場合は、個人情報の管理について、発注者と同等の措置を講じなければならない。

（報告等）

第 2 条 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報の取扱いが必要になった場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、個人情報の適正な取扱いのため、以下に定める措置をとるほか、発注者の指示に従わなければならない。

（個人情報の保管）

第 3 条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を毀損、又は滅失することのないよう、個人情報の安全な保管を図らなければならない。

（秘密の保持等）

第 4 条 受注者は、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人の権利利益の保護）

第 5 条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵すことのないように図らなければならない。

（目的外使用の禁止）

第 6 条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

小田原市 AI チャットボット導入に係る業務 仕様書

1 総則

小田原市（以下「発注者」という。）及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この仕様書に従い業務を履行しなければならない。

2 履行場所

小田原市荻窪 300 番地小田原市役所内、その他小田原市が指定する場所

3 契約期間

契約締結日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日（木）まで

4 業務内容

(1) AI チャットボットの構築

ア システム構築

受注者は、次に掲げる要件を満たすシステムを構築する。

(ア) 対象

本市に問い合わせをする全ての人を対象。

(イ) 対象言語

日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語

(ウ) 対象業務

発注者がサービスを提供している行政分野全般。

(エ) 稼働時間

原則 24 時間 365 日利用可能であり、99.5%以上の稼働率を確保。

（システムメンテナンス等のシステムの安定的な動作維持を目的とした計画停止は除く。）

(オ) 利用方法

Web サイト及び LINE アプリで利用可能。

(カ) 利用形態

インターネット経由でシステムを提供する ASP・SaaS 利用型のシステム構成。

(キ) ハードウェア環境

インターネット経由でシステムを提供する ASP・SaaS 利用型のシステム構成。また、チャットボットシステムに必要なサーバー等はクラウドサービスを利用。

クラウドサービスは以下の要件を満たすこととする。

a サーバー等のハードウェアの設置場所は日本国内。

b クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

c ISO/IEC27017、ISMS クラウドセキュリティ認証等の認証を受けている。

イ 会議の開催・記録

受注者は、発注者と調整の上、原則として以下のとおり会議を開催する。

(ア) 進捗報告会議の開催

システム構築期間中、発注者又は受注者の求めに応じて進捗報告会議を開催し、本業務全体の進行手順の確認、進捗状況の確認、進行上の課題への対応策の協議を行う。

(イ) 会議資料及び議事録の作成

会議に用いる資料の作成は、受注者が全て実施する。議事録は、受注者が原則として会議開催後 5 営業日以内に作成し、発注者の承認を得る。いずれも、電子データを発注者へ提出する。

(ウ) 業務用機材

本業務のために必要な機材は受注者が用意する。

ウ システム機能要件

受注者は、次に掲げる要件を満たすシステム機能を構築する。

(ア) 利用者へのサービス提供環境

- a Web ブラウザでの動作
 - (a) Web サイト上で利用するチャットボットは、直感的なユーザーインターフェースであり、操作性、わかりやすさに十分配慮したものとする。また、以下の Web ブラウザの最新版で利用できるものとする。
【Microsoft Edge/Google Chrome/Chrome for Android/Safari(iOS 版、MacOS 版)】
 - (b) パソコンのほか、スマートフォンやタブレットにおいても同等の使用感を実現でき、また、レスポンスデザインに対応し、利用する機器の種類やサイズに応じて最適な状態で画面レイアウトが表示できるものとする。
- b LINE での動作
 - 小田原市公式 LINE アカウントと連携して利用でき、LINE 上で動作するブラウザでの動作や、LINE のリッチメニューから AI チャットボットサービスを起動することが可能なものとする。
- c API 連携機能の活用
 - 発注者が今後構築することを予定するオープンデータの API 連携機能を活用し、それぞれの API から取得した情報を分類や項目等に応じて選択式でチャットボット上に表示できるものとする。
- d ホームページ上の表示
 - 小田原市ホームページ上のリンクから画面遷移して利用でき、フローティング表示（キャラクター等が画面中に浮かんだように常に定位置に表示）でのミニウィンドウや別ウィンドウ表示が可能なものとする。
- e 通信
 - AI チャットボットシステムと利用者が使用する端末との通信は暗号化通信によるものとする。
- f 表示・入力機能
 - (a) 利用者が質問を自由なテキスト形式で入力できるものとする。
 - (b) 質問の選択肢を提示し、利用者が選択できるものとする。
- g 問い合わせ対応機能
 - (a) 利用者が入力するテキスト形式による問い合わせ内容を、AI を活用して分析し、システムに登録された FAQ データの中から適切な回答又は回答候補の一覧を表示する。
 - (b) 回答が長文になるような場合には、関連する小田原市ホームページへのリンクを付加することとし、当該リンクから小田原市ホームページの画面を別ウィンドウで表示する。
 - (c) キーワードの不一致や、表記のゆれ、複数の意味を持つ単語等の入力があった場合においても、文脈や言葉の構成から意味を理解し、的確な対応や回答を導き出す。
 - (d) テキストでの回答の他、リンクタグによる HTML、画像、PDF 形式等のデータを表示する。
 - (e) あいまいな内容の質問に対し、聞き返しの補足質問を行い、より適切な応答や回答を導くことができ、また、想定していない内容が入力された場合に、補足質問の聞き返しをする。
 - (f) 回答できない質問であった場合、適切な問い合わせ先を案内するなど、代替手段を表示する。
 - (g) 利用者からの質問に対する応答数は上限 10 万件とする。
 - (h) 特に見てもらいたい FAQ や頻出する FAQ をあらかじめ設定し、初期画面に表示できるようにし、初期表示する FAQ は、管理者画面から随時変更できるものとする。
 - (i) 回答に対する満足度など、利用者の評価の確認及びその集計ができるものとする。
- (イ) システム管理機能
 - a システムに登録している FAQ データを管理（追加・修正・削除等）できる機能を設ける。
 - b 登録された FAQ データ等を、小田原市職員が Excel ファイル又は CSV ファイルによりインポート・エクスポートできるものとする。
 - c 構築した FAQ データの更新や追加などは、汎用的な Office 製品等にて行うことがで

- き、システムへのデータアップロードは、小田原市職員でも対応可能なものとする。
- d 問い合わせ内容やアクセス数などの各種ログデータから、質問種別や正答率の統計、回答できなかった内容などの分析を効果的に行うための統計レポート機能が実装され、管理者が容易に確認でき、レポートは任意の期間を指定し表示できるものとする。また、問い合わせ内容やアクセス履歴などのログ情報については、最低1年間は保存し閲覧できるようにする。
 - e 精度向上に寄与する統計レポート情報（質問内容、アクセス数、回答率、満足度、回答不可情報等）を取得できるものとする。取得方法は、管理者によるオンライン操作またはサービス事業者によるデータ提供のいずれかとする。
 - f 管理者のユーザー情報（ID・パスワード）について、アカウント数の制限は設けず、発注者側で随時追加・変更ができるものとする。
- (ウ) 本システムで利用する AI に関する要件
- a 自然言語処理によって、入力された問い合わせの文脈や意味をとらえるとともに、その問い合わせ内容と FAQ の回答との相関関係などを踏まえ、最適な回答を導くことができるものとする。
 - b 提示した回答に対する利用者からのフィードバック等、継続的に学習を行うことで、回答精度の向上が図れるものとする。
 - c AI の導入効果を検証するためのデータを提供できるものとする。
- (エ) 性能要件
- a 本システムの正答率向上のための対策を行い、運用開始時点で 80%以上の正答率を目指すものとする。
 - b 本システムにおける質問から回答までの時間について、原則、利用者の体感で 1 秒以内とする。
 - c 受注者において、小田原市ホームページ（FAQ）の利用状況や小田原市公式 LINE アカウントの友だち登録状況等からアクセス数を想定し、1 分間 100 件の検索性能を保証するなど、安定的なサービスの提供に必要な性能を確保すること。
 - d 想定していたアクセス数を超過した場合の対応として、システムのスケールアップを図るなど、柔軟に対応すること。
- (オ) 信頼性要件
- a 障害発生時でも、サービス停止の期間及び影響範囲が最小限となるようシステム構成を工夫すること。
 - b 障害発生時に、速やかにシステムの復旧を行えるよう、バックアップ及びバックアップからの復旧の仕組みを構築すること。
- (カ) セキュリティ要件
- a 使用するサーバーのウイルスチェックを定期的実施すること。
 - b 使用するサーバーの OS やアプリケーションに脆弱性が発見された場合、セキュリティパッチを適用するなどの脆弱性を最小にするための対策を早急に行うこと。
 - c 不正アクセス等が行われた場合、速やかに検知できるようシステム監視を行うこと。
 - d 不正アクセス等が確認され、情報漏洩等の被害があった、またはそのリスクがある場合には、速やかに状況を調査するとともに、必要な対策を行い、発注者に報告すること。
- (キ) FAQ データ等の作成要件
- a システムに登録する FAQ データについて、発注者から提供する小田原市ホームページ上で公開している FAQ データを基に、より効果的・効率的に利用者が求める回答に導くことができるよう、FAQ データの改良案を発注者に提案するなど、発注者と協働で FAQ データを作成すること。
 - b 国の行政機関等が提供する FAQ データについて、発注者の要求に応じて取り込むこと。また、取り込んだ国の行政機関等が提供する FAQ データが更新されれば、発注者と協議の上、随時反映すること。
 - c 作成した FAQ データについては発注者の確認を得ること。
 - d FAQ データ等の検証期間として、2 週間程度、職員のみがチャットボットシステム

を利用できる環境を用意するとともに、検証結果を踏まえ改善案を発注者に提案すること。

e システムを運用するために必要な FAQ データの作成方法について、発注者に必要な情報（わかりやすいマニュアル等）提供、研修等を行うとともに、随時問い合わせに回答すること。なお、研修については、状況に応じてオンラインでも可能とするが、原則オンサイト研修とすること。

f システムに登録する FAQ データの他、同義語・類義語データ、シナリオデータ等について、改良案を発注者に提案するなど、発注者と協働で作成すること。

(ク) 言語のゆらぎ等への対応について

受注者は、初期構築および稼働後の運用において発注者がデータ等を用意する必要がないよう、次に掲げる業務についてあらかじめ学習済みのシステムを構築すること。

a 日常生活で使用される一般的な表記のゆれ（例：こども、子ども、子供）

b 日常生活で使用されている一般的な類義語（例：メール、メールアドレス、電子メール）

c 日常生活で使用される一般的なストップワード（「は」「の」「です」など利用者が質問する際に、高頻度で入力される内容）

d 行政分野で使用されている表記のゆれ（例：抄本、鈔本）

e 行政分野で使用されている類義語（例：戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、全部事項証明書）

f 行政分野で使用されている固有名詞

(ケ) システム構築・運用における他事業者との調整

a Web ブラウザ上で動作するチャットボットシステムの導入について、必要に応じ、発注者を通じて小田原市ホームページの運用保守事業者との調整を行うこと。

b 小田原市 LINE 公式アカウントとの連携に必要な費用は、受注者が支払うこと。

c チャットボットシステムを LINE 上で動作させるために必要な手続等については、受注者が LINE 株式会社と調整を行うこと。また、令和 3 年 4 月に国が発出した「政府機関・地方公共団体等における業務での LINE 利用状況調査を踏まえた今後の LINE サービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」の記載事項を遵守すること。

(コ) その他

a システム管理機能を利用する小田原市職員向けに、管理者マニュアルおよび市民向けの利用案内を作成すること。

b 次期システムへの移行時に、蓄積したデータなどを汎用的な形式でデータ抽出できるようにシステム構築し、データ移行に向けた支援を行うこと。また、データ移行に伴う費用を負担すること。

(2) チャットボットシステムの運用保守業務

ア 運用・保守体制

本システム運用開始後、受注者は次の運用及び保守を 24 時間 365 日実施すること。また、運用開始前に、運用・保守体制などを記した運用・保守計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

イ 発注者からの問い合わせ対応

受注者は、本システムの運用・保守に関する発注者からの問い合わせに対応するとともに、本システム運用に係る小田原市職員へのサポートサービスを提供すること。

(ア) 運用・保守に関する発注者からの問い合わせに直接対応する体制（コールセンター等）を構築し、電話（平日 9:00～17:00 受付）又は電子メール（24 時間受付）等によるサポートを行うこと。

(イ) 問い合わせや依頼された作業について、受付から対応結果までを記録し対応履歴管理表として管理すること。対応履歴管理表は、発注者からの求めに応じて提供すること。

(ウ) 運用・保守に関し、必要な情報（わかりやすいマニュアル等）を提供すること。

(エ) 緊急時において、電話受付時間に関わらず発注者からの問い合わせ等に対応できる緊急連絡体制を構築すること。

ウ 本システムの安定稼働

受注者は、本システムが安定して稼働されるよう次の業務を行うものとする。

(7) 稼働監視業務

本システムの稼働に必要なシステムリソースの全てについて常に監視を行い、障害発生や機能低下などをいち早く感知し、迅速に対応すること。

(イ) 障害復旧業務

障害が発生した場合、直ちに復旧見込みを発注者に報告すること。その後、迅速に復旧作業を行い、障害原因、影響範囲、対応方針を発注者に報告すること。

(ウ) バックアップの取得

バックアップを取得し、障害発生時に確実かつ速やかにデータの復旧を行えるよう準備すること。また、バックアップ取得時に、本システム機能への影響を最小限にすること。

エ 運用・保守報告

受注者は、以下の内容を含めた運用・保守報告書を月次で提出すること。また、以下の内容を含めた月次運用報告書を翌月上旬までに電子データで提出すること。

(7) 本システム利用状況（アクセス数・質問数等）

(イ) システムリソースに対する稼働監視業務の監視結果

(ウ) 「AI チャットボットが質問に対応できた」と利用者が評価した数など、システム導入による効果を検証するために有用な統計データ

(エ) その他、システムの運用課題や対応策の提案等、発注者にとって有効なもの

オ FAQ データ等の調整

受注者は、本システム運用開始後も 80%以上の正答率を維持・向上するため、FAQ データの調整、同義語・類義語の調整、シナリオの調整などの対策や有益な提案を 6 か月に一度以上行うこと。

キ その他

受注者は、本システムを計画停止する際は、原則 1 か月以上前に発注者に報告すること。

5 本委託業務における発注者と受注者との役割

(1) 発注者

- ア 委託業務に係る作業全体の取りまとめ、進捗管理
- イ 受注者との連携による各種調整
- ウ 要件定義に必要な各種条件等の提示

(2) 受注者

- ア システム構築・運用に係るプロジェクト管理（進捗管理、品質管理、課題・リスク管理等）
- イ 要件定義の実施
- ウ システム構築業務の実施
- エ データ連携等に係る関係事業者との調整
- オ 単体、結合、総合テストの実施
- カ システム運用業務の実施
- キ 操作マニュアル等納品物の作成
- ク 各種会議等への参加や調整作業への協力
- ケ システム構築・運用や会議等の開催に必要な機器の納品（別添一覧）
- コ 総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016 年版）」に規定されたウェブアクセシビリティへの対応
- サ OS 標準のユーザー補助機能（音声読み上げ、文字拡大、色反転など）への対応

6 作業全般における要件

- (1) 受注者は、小田原市条例、規則等を遵守し、発注者の立場に立ち業務を遂行すること。また、必要な事項について積極的に提案を行うこと。
- (2) 受注者が作業するための環境（作業場所、機器等）は、原則として提供しないが、発注者や関係事業者との会議等を行うための会議室や操作研修の会場については、発注者が用意すること。

- (3) 受注者は、秘密保持に係る誓約書、入室に要する入庁届など、書面の提出が必要となる場合には、発注者の指示により提出すること。
- (4) 本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、発注者は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- (5) 受注者は、小田原市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (6) 受注者は、契約期間終了後においても責任をもって業務の引継ぎを完全に行うこと。また、引継ぎに要する費用は、受注者の負担とし、引継ぎの終了は発注者の了解の下に行うこととする。
- (7) 本来あるべき機能・品質・性能・状態等が備わっていないことに対する保証期間は、引渡しの日より1年間とする。その期間中に本業務の目的達成に疑義が生じた場合、受注者は検証すること。また、その結果、受注者に起因することが判明した場合には、受注者の責任において改善すること。
- (8) その他、業務の実施に必要な作業要件については、発注者と受注者が双方協議により定め、これを遵守すること。

7 データの保護等について

(1) 資料の提供

本業務の実施に当たり、必要と思われる資料及びデータの提供は、発注者が妥当と判断する範囲内で行うこと。

(2) 秘密保持

受注者は、本業務の実施に当たり知り得た個人情報及び機密に属する情報を、受注者の担当外部門及び連結子会社等のグループ企業を含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。これは、業務遂行後も同様とする。また、業務遂行に当たり発注者が提供する資料及びデータに関する取扱いも同様とし、業務完了の際に納品物とともに返却すること。また、受注者は、この契約を履行する受注者の社員、その他の者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。

(3) 複写複製の禁止

受注者は、この契約に基づく業務を処理するため、発注者から引き渡された原票、資料、貸与品等を、発注者の許諾なくして複写又は複製をしないこと。

(4) 指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止

受注者は、この契約の履行に必要な受託業務の内容を、他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を、第三者に提供しないこと。

(5) 事故発生時における報告義務

受注者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を発注者に報告し、応急措置を加えた後、書面により発注者に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。

(6) 記録媒体上への情報の消去

受注者は、契約目的物の作成のために、受注者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報保有及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時における発注者の検査終了後に全て消去し、作業完了報告をすること。また、契約解除の場合においては、速やかに全て消去すること。

(7) 成果物の権利

ア 契約期間終了後、本仕様による成果物について、発注者がインターネットを含む対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受注者は一切の異議を申し立てないこと。

イ 本仕様による成果物の一切の権利は発注者に属することを確認するが、うち一部に受注者に属する著作権人格権が残存する場合においては、その内容を納品時に全て明示し、その権利を行使する場合には、発注者の承諾を要すること。

ウ 受注者は、本仕様による成果物が、発注者以外の者の著作権等の権利を侵害しないことを確認すること。

[別 添 一 覧] (5 本委託業務における発注者と受注者との役割関係)

分類	項	数量	品名	型番
パソコン	1	4	Win10pro・Ci5	PC-VKN44BZGA
	2	4	13.3 型ワイド UXGA 液晶 Web カメラ	PC-K-LCB3FA
	3	4	暗号化機能付 256GB SSD	PC-K-HAB25A
	4	4	16GB メモリ	PC-K-MAB1MA
	5	4	標準キーボード	PC-K-KBBANA
	6	4	USB レーザーマウス	PC-K-PDDUL7
	7	4	小型軽量 AC アダプタ	PC-K-ACBND7
	8	4	Office Personal 2019	PC-K-APDTR7
	9	4	標準添付品セット	PC-K-KTB16A
	10	4	再セットアップ DVD	PC-K-BCB16A
	11	4	標準保証拡張 G6	PC-K-EX5HK7
	12	1	DVD スーパーマルチドライブ	PC-K-C8BUSA
ウイルスバスター	13	4	トレンドマイクロ ウイルスバスター クラウド 3 年版 PKG	TICEWWJFXSBUPN3701Z
ディスプレイ	14	4	24 型 4 辺狭額縁 IPS ワイド液晶ディスプレイ	LCD-EX241UN-BK
	15	4	IT ディスプレイサポートパック	LCD-SPITW5V3
ワイヤレスマウス	16	4	充電式ワイヤレスブルーLED マウス	MA-WBL118BK
ワイヤレスキーボード	17	4	ワイヤレススリムキーボード	SKB-WL31BK
WEB カメラ	18	4	WEB カメラ	CMS-V59BK
USB ハブ	19	4	USB3.1 Gen1+USB2.0 コンボハブ	UCB-3H421BK
USB Type-C 端子	20	4	USB3.1 変換ケーブル/Type-C 端子/ブラック	THD-ZEL2101185

決算特別委員会請求資料 8 人権・男女共同参画課

過去 5 年間の人権啓発講演会の実施実績について

年 度	内 容	講 師	参加人数/会場
令和 3 年度 (オンライン講演会) (11 月 26 日)	「ダブルハピネス ～辛さが 2 倍なら楽しさも 2 倍！～」 内容：「LGBTQ」をテーマとし、性的マイノリティに関する知識を深めるのと同時に、多様な家族の在り方、家族間における性的マイノリティについて考えるきっかけづくりとするもの	NPO 法人東京レインボープライド共同代表理事 杉山 文野	60 人 けやきホール (オンライン参加 36、パブリックビューイング会場参加 24)
令和 2 年度 (動画配信) (12 月 4 日～1 月 11 日)	「コロナ禍で起きる人権問題」 動画 1：「コロナ禍の中の人権 ～在日外国人の現場から～」(約 9 分) 動画 2：「コロナ禍での共生と人権を考える」(約 10 分 30 秒)	NPO 法人在日外国人教育生活相談センター・信愛塾 センター長 竹川真理子 (動画 1) 理事 大石文雄 (動画 2)	再生回数 動画 1：15 件 動画 2：14 件
令和元年度 (10 月 29 日)	「過去の災害から学ぶ、これからの地域防災」 ～ジェンダーの視点で考える～ 内容：防災におけるジェンダー平等についての理解を深めることにより、地域の防災力を高め、かつ多様性のある地域社会を目指す	フリーの国際協力、ジェンダー専門家 内閣府男女共同参画推進連携 会議有識者議員 大崎麻子	210 人 けやきホール
平成 30 年度 (11 月 1 日)	「おはなしとピアノコンサート」 内容：難病により両手の演奏機能を失いながらも数々の試練を乗り越え NY で活躍するピアニストのおはなしと演奏	ピアニスト 西川悟平	720 人 市民会館大ホール
平成 29 年度 (10 月 31 日)	「夢と絆」 内容：北朝鮮当局による重大な人権侵害行為である「拉致問題」への理解及び人権への理解の大切さを改めて啓発	新潟産業大学経済学部 准教授 蓮池薫	500 人 けやきホール

市民ホール外構工事内訳

件名	契約者		契約金額（円）			契約期間	執行方法	
		市内		うちR2決算額	うちR3決算額			入札参加者数
小田原市民ホール外構工事 （造成・舗装等工事）	㈱塚本工務店	○	98,532,500	40,239,000	58,293,500	R2. 11. 20～R3. 6. 18	公募型指名競争入札	14
小田原市民ホール外構工事 （防護柵・排水構造物等工事）	秀幸建設㈱	○	71,701,300	27,800,000	43,901,300	R2. 10. 26～R3. 6. 18	公募型指名競争入札	15
小田原市民ホール外構工事 （植栽）	㈱緑生造園土木	○	18,808,900	0	18,808,900	R3. 1. 21～R3. 6. 18	公募型指名競争入札	6
小田原市民ホール外構工事 （水景施設・防火水槽等工事）	山一産業㈱	○	98,949,400	39,190,000	59,759,400	R2. 11. 2～R3. 6. 18	公募型指名競争入札	6
小田原市民ホール外構工事 （雨水貯留槽等工事）	鹿島建設㈱		44,440,000	0	44,440,000	R2. 10. 12～R3. 5. 31	随意契約（単独見積り）	1
小田原市民ホール外構工事 （外構サイン工事）	鹿島建設㈱		6,930,000	0	6,930,000	R3. 7. 5～R3. 7. 30	随意契約（単独見積り）	1
合計			339,362,100	107,229,000	232,133,100			

マイナンバーカード交付率推移（平成27年度から令和3年度）

年度	交付枚数	交付枚数累計	交付率（累計）
平成27年度	3,952枚	3,952枚	2.02%
平成28年度	16,023枚	19,975枚	10.23%
平成29年度	4,933枚	24,908枚	12.85%
平成30年度	6,328枚	31,236枚	16.21%
平成31年度	6,958枚	38,194枚	19.94%
令和2年度	21,232枚	59,426枚	31.18%
令和3年度	26,956枚	86,382枚	45.60%

※交付率は各年度前年1月1日現在の人口を基準に算出

マイナンバーカード 令和3年度末時点の神奈川県内市別交付率・交付順位

自治体名	交付率	交付率順位
鎌倉市	48.58%	1位
海老名市	48.13%	2位
川崎市	47.96%	3位
横浜市	47.52%	4位
座間市	47.52%	5位
藤沢市	47.48%	6位
平塚市	46.78%	7位
相模原市	46.70%	8位
茅ヶ崎市	46.61%	9位
逗子市	46.50%	10位
綾瀬市	46.14%	11位
小田原市	45.60%	12位
大和市	45.25%	13位
横須賀市	44.89%	14位
伊勢原市	44.56%	15位
秦野市	43.87%	16位
厚木市	43.72%	17位
南足柄市	41.36%	18位
三浦市	36.16%	19位
神奈川県	46.87%	
全国	43.41%	

※人口は令和3年1月1日現在にて算出

各所管の令和3年度保険契約一覧（件名、契約先（所在市町村）、契約金額、担当課名）

1 一般会計

	所属名称	件名	債権者名称	所在地	金額
1	地域政策課	小田原市ボランティア活動補償制度保険料	ニューインディア保険会社 代理店 株式会社スクールキーパー	横浜市神奈川区	670,550
2	生涯学習課	小田原市尊徳記念館動産総合保険料	株式会社 エフアイエス	小田原市	9,870
3	生涯学習課	小田原市郷土文化館寄託資料 動産総合保険料	株式会社 エフアイエス	小田原市	8,270
4	生涯学習課	松永記念館寄託資料 動産総合保険料	株式会社 エフアイエス	小田原市	57,240
5	生涯学習課	松永記念館所蔵資料 動産総合保険料	株式会社 エフアイエス	小田原市	77,840
6	生涯学習課	松永記念館設立60周年記念特別展 借用資料保険料	株式会社 エフアイエス	小田原市	11,160
7	図書館	小田原文学館動産総合保険料	株式会社 エフアイエス	小田原市	49,150
8	産業政策課	イベント保険料	株式会社グッド保険サービス	東京都渋谷区	7,830
9	教育総務課	指導協力者災害補償保険料	株式会社スクールキーパー	横浜市	99,430
10	教育総務課	傷害保険料（放課後子ども教室分）	公益財団法人スポーツ安全協会神奈川県支部	横浜市	56,800
11	教育総務課	傷害保険料（放課後児童クラブ分）	公益財団法人スポーツ安全協会神奈川県支部	横浜市	1,640,800
12	文化政策課	公立文化施設賠償責任保険等保険料（令和3年度分）	公益社団法人 全国公立文化施設協会	東京都中央区	40,890
13	文化政策課	公立文化施設貸館対応興行中止保険等保険料（令和3年度分）	公益社団法人 全国公立文化施設協会	東京都中央区	93,340
14	文化政策課	公立文化施設賠償責任保険等保険料（令和3年度分）	公益社団法人 全国公立文化施設協会	東京都中央区	112,350
15	文化政策課	公立文化施設貸館対応興行中止保険等保険料（令和3年度分）	公益社団法人 全国公立文化施設協会	東京都中央区	200,000
16	管財課	自動車損害賠償責任保険料	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	14,280
17	管財課	自動車損害共済（総合）共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	4,023,497
18	管財課	自動車損害賠償責任保険料	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	112,930
19	建設政策課	令和3年度道路賠償責任保険料	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	844,880
20	管財課	建物総合損害共済 共済基金分担金（倉庫）	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	4,265
21	管財課	自動車損害賠償責任保険料	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	82,300
22	管財課	令和3年度（2021年度）建物総合損害共済共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	7,328,052
23	管財課	自動車損害共済（総合）共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	15,559
24	管財課	建物総合損害共済 共済基金分担金（市民ホール）	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	668,930
25	管財課	建物総合損害共済 共済基金分担金（観光交流センター）	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	14,281
26	管財課	自動車損害賠償責任保険料	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	54,650
27	管財課	建物総合損害共済 共済基金分担金（市民ホールピアノ）	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	2,647
28	地域政策課	自動車損害共済 共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	14,558
29	管財課	自動車損害賠償責任保険料	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	77,940
30	管財課	自動車損害賠償責任保険料	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	36,470
31	管財課	自動車損害賠償責任保険料	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	30,680
32	健康づくり課	自動車損害共済基金分担金（湘南480た2704）	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	10,103
33	健康づくり課	自動車損害共済基金分担金（湘南480た2705）	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	10,103
34	管財課	自動車損害賠償責任保険料	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	126,660
35	小田原城総合管理事務所	自動車損害共済 共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	8,757
36	小田原城総合管理事務所	自動車損害共済 共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	8,757
37	環境事業センター	リース契約の公用車（軽貨物）にかかる自動車損害共済共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	8,817
38	管財課	自動車損害賠償責任保険料	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	180,970
39	管財課	自動車損害共済（総合）共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	93,886

	所属名称	件名	債権者名称	所在地	金額
40	管財課	自動車損害賠償責任保険料	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	60,940
41	管財課	建物総合損害共済 共済基金分担金（お城通り地区連絡通路）	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	18,123
42	管財課	自動車損害共済（総合）共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	31,258
43	建設政策課	自動車損害共済 共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	9,758
44	管財課	自動車損害賠償責任保険料	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	42,140
45	管財課	自動車損害共済（総合）共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	13,430
46	管財課	自動車損害賠償責任保険料	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	9,130
47	管財課	建物総合損害共済 共済基金分担金（国府津駅自転車駐輪場）	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	10,480
48	障がい福祉課	施設賠償責任保険料	三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区	11,260
49	障がい福祉課	医師賠償責任保険料	三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区	11,420
50	広報広聴室	令和3年度広報委員長会議参加者用傷害保険料	三井住友海上火災保険株式会社 神奈川支店湘南支社	藤沢市	5,616
51	農政課	鳥獣被害対策実施隊保険料（ハンター賠償責任保険特約）	三井住友海上火災保険株式会社 代理店 サンエイ商事株式会社	小田原市	94,000
52	農政課	鳥獣被害対策実施隊保険料（ハンター保険）	三井住友海上火災保険株式会社 代理店 サンエイ商事株式会社	小田原市	7,520
53	農政課	鳥獣被害対策実施隊保険料（ハンター保険）	三井住友海上火災保険株式会社 代理店 サンエイ商事株式会社	小田原市	7,520
54	障がい福祉課	福祉サービス総合補償掛金	社会福祉法人 全国社会福祉協議会	東京都千代田区	15,695
55	管財課	自賠責保険料	新明和工業株式会社 流体事業部 営業本部	横浜市	46,280
56	管財課	2021年度全国市長会市民総合賠償補償保険保険料分担金	全国市長会	東京都千代田区	2,086,878
57	健康づくり課	令和3年度 全国市長会予防接種事故賠償補償保険料	全国市長会	東京都千代田区	413,224
58	健康づくり課	令和3年度 全国市長会予防接種事故賠償補償保険料	全国市長会	東京都千代田区	67,644
59	保育課	令和3年度 「全国市長会」 学校災害賠償補償保険保険料	全国市長会	東京都千代田区	41,377
60	建設政策課	小田原市営住宅賠償責任保険料	損害保険ジャパン 株式会社	小田原市	175,080
61	商業振興課	動産総合保険 保険料	損害保険ジャパン株式会社 代理店株式会社プラス	小田原市	6,950
62	職員課	令和3年度職員採用試験（後期）体力測定に係る傷害保険料	長谷川 和之（支払先：ドリームワークス）	小田原市	11,655
63	福祉政策課	令和3年度 中間的就労事業に係る傷害保険料	東京海上日動パートナーズTOKIO	小田原市	29,260
64	農政課	農道・農業用排水路に係る賠償責任保険料	東京海上日動パートナーズTOKIO	小田原市	65,490
65	農政課	林道に係る賠償責任保険料	東京海上日動パートナーズTOKIO	小田原市	45,100
66	農政課	水門に係る傷害保険料	東京海上日動パートナーズTOKIO	小田原市	144,480
67	観光課	ウォーキングコース・休憩所 賠償責任保険料	東京海上日動パートナーズTOKIO	小田原市	10,290
68	農政課	誕生祝い品配付に係る賠償責任保険料	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区	11,620
69	職員課	職場適応訓練に係る傷害保険料	東京海上日動火災保険株式会社 代理店	小田原市	5,340
70	職員課	職場適応訓練に係る傷害保険料	東京海上日動火災保険株式会社 代理店	小田原市	2,670
71	職員課	職場適応訓練に係る傷害保険料	東京海上日動火災保険株式会社 代理店	小田原市	1,900
72	職員課	職場適応訓練に係る傷害保険料	東京海上日動火災保険株式会社 代理店	小田原市	2,670
73	職員課	職場適応訓練に係る傷害保険料	東京海上日動火災保険株式会社 代理店	小田原市	2,670
74	職員課	職場適応訓練に係る傷害保険料	東京海上日動火災保険株式会社 代理店	小田原市	2,670
75	職員課	職場適応訓練に係る傷害保険料	東京海上日動火災保険株式会社 代理店	小田原市	5,340
76	職員課	職場適応訓練に係る傷害保険料	東京海上日動火災保険株式会社 代理店	小田原市	1,900
77	職員課	職場適応訓練に係る傷害保険料	東京海上日動火災保険株式会社 代理店	小田原市	2,670
78	職員課	職場適応訓練に係る傷害保険料	東京海上日動火災保険株式会社 代理店	小田原市	2,670
79	職員課	職場適応訓練（延長分）に係る傷害保険料	東京海上日動火災保険株式会社 代理店	小田原市	1,900
80	職員課	職場適応訓練に係る傷害保険料	東京海上日動火災保険株式会社 代理店	小田原市	3,430
81	職員課	職場適応訓練に係る傷害保険料	東京海上日動火災保険株式会社 代理店	小田原市	5,340
82	観光課	小田原駅観光案内所賠償責任保険料	東京海上日動火災保険株式会社 代理店 株式会社 東京海上日動パートナーズTOKIO 神奈	小田原市	5,000

	所属名称	件名	債権者名称	所在地	金額
83	出納室	令和3年度有価証券・貨紙幣運送保管保険料	東京海上日動火災保険株式会社 代理店 株式会社東海日動パートナーズTOKIO	小田原市	128,990
84	観光課	小田原駅観光案内所火災保険料	東京海上日動火災保険株式会社 代理店 株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO神奈川支店小田原支社	小田原市	8,270
85	建築指導課	特定行政庁団体賠償責任保険料	日本建築行政会議	東京都新宿区	107,500
86	生涯学習課	受贈記念特別展「近藤弘明一幻華一」出品資料保険料	日本通運(株)神奈川東支店	川崎市	9,800
87	消防総務課	自動車損害賠償責任保険料(令和3年度小型動力ポンプ積載車)の代	米山商事 株式会社	相模原市	15,540
88	健康づくり課	自転車保険料(TS保険)	有限会社 遠藤商会	小田原市	7,500
89	健康づくり課	おだわら予約制PCRセンター医療業務に係る賠償責任保険料及び傷害保険料について	有限会社 田辺総合保険事務所	小田原市	74,910
90	健康づくり課	おだわら予約制PCRセンター医療業務に係る賠償責任保険料及び障害保険料	有限会社 田辺総合保険事務所	小田原市	74,910
91	健康づくり課	おだわら予約制PCRセンター医療業務に係る賠償責任保険料及び障害保険料	有限会社 田辺総合保険事務所	小田原市	136,710
92	健康づくり課	休日・夜間急患診療業務及び広域二次救急医療業務に係る賠償責任及び傷害保険	有限会社 田辺総合保険事務所	小田原市	801,780
93	管財課	自賠責保険料	有限会社西村モータース	小田原市	20,310

2 競輪事業特別会計

	所属名称	件名	債権者名称	所在地	金額
1	事業課	貨紙幣・有価証券運送保管保険料	小田原市長 守屋 輝彦	—	18,560
2	事業課	自動車損害共済分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	33,701
3	事業課	自動車損害賠償責任保険料	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	20,010
4	事業課	令和3年度(2021年度)建物総合損害共済共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	217,199
5	事業課	令和3年度(2021年度)建物総合損害共済共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	61,033
6	事業課	サンサンヒルズ小田原 駐車場賠償責任保険	損害保険ジャパン株式会社 代理店 サンエイ商事株式会社	小田原市	135,200

3 天守閣事業特別会計

	所属名称	件名	債権者名称	所在地	金額
1	小田原城総合管理事務所	天守閣所蔵展示資料動産総合保険料	株式会社 エフアイエス	小田原市	80,290
2	小田原城総合管理事務所	天守閣借用展示資料動産総合保険料	株式会社 エフアイエス	小田原市	16,580
3	小田原城総合管理事務所	自動車損害共済(総合)共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	17,140
4	小田原城総合管理事務所	自動車損害共済(総合)共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	10,364
5	小田原城総合管理事務所	令和3年度(2021年度)建物総合損害共済共済基金分担金 小田原城常盤木門、天守閣及び隅櫓分	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	195,441
6	小田原城総合管理事務所	令和3年度(2021年度)建物総合損害共済共済基金分担金 歴史見聞館分	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	105,753

4 国民健康保険診療施設事業特別会計

	所属名称	件名	債権者名称	所在地	金額
1	保険課	片浦診療所賠償責任保険料	公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会	東京都港区	80,760
2	保険課	令和3年度(2021年度)建物総合損害共済共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	7,643

5 公設地方卸売市場事業特別会計

	所属名称	件名	債権者名称	所在地	金額
1	水産海浜課	令和3年度自動車損害共済(総合)共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	29,700
2	水産海浜課	令和3年度(2021年度)建物総合損害共済共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	53,665
3	農政課	自動車(総合)損害共済 共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	13,770
4	農政課	令和3年度(2021年度)建物総合損害共済共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	70,151

6 介護保険事業特別会計

	所属名称	件名	債権者名称	所在地	金額
1	高齢介護課	福祉サービス総合補償掛金	社会福祉法人 全国社会福祉協議会	東京都千代田区	15,822

7 広域消防事業特別会計

	所属名称	件名	債権者名称	所在地	金額
1	消防総務課	自動車損害共済共済基金負担金（消防本部・小田原署48台）	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	761,382
2	消防総務課	自動車損害共済共済基金負担金（足柄署34台）	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	423,080
3	消防総務課	令和3年度（2021年度）建物総合損害共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	183,572
4	消防総務課	自動車損害賠償責任保険料（購入・車検車両、原付）	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	354,651
5	消防総務課	消防業務賠償責任保険保険料	一般財団法人 全国消防協会	東京都千代田区	408,280
6	消防総務課	救急救命士賠償責任保険加入料	一般財団法人 日本救急医療財団	東京都千代田区	110,400

8 地下街事業特別会計

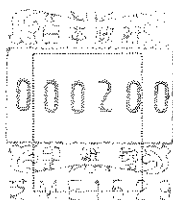
	所属名称	件名	債権者名称	所在地	金額
1	商業振興課	令和3年度（2021年度）建物総合損害共済共済基金分担金	公益社団法人 全国市有物件災害共済会 関東地区事務局	東京都千代田区	176,015

決算特別委員会請求資料 13 生活援護課

生活保護利用者の国ごとの在日外国人の内訳（平成 29 年度から令和 3 年度）

国 籍	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
韓国・朝鮮	29	30	30	28	26
中国	8	8	9	9	8
フィリピン	10	8	11	11	11
上記以外の アジア	1	2	1	3	0
アメリカ	0	1	1	1	1
ブラジル	7	7	8	8	7
ブラジル以外の 中南米	0	1	1	1	1
合 計	55	57	61	61	54

（各年度末現在の数値）



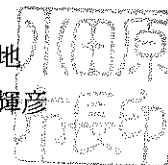
業 務 委 託 契 約 書

業 務 件 名	中央図書館公衆無線LAN回線整備業務		
業 務 場 所	小田原市南鴨宮 1-5-30 中央図書館		
業 務 期 間	契約締結日から 令和4年(2022年)3月31日まで		
契 約 金 額	金 1,089,440 円		
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	99,040 円	
	「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したものである。		
支 払 の 条 件	☐ 別紙「契約金額の分割支払表」のとおり ☒ 無		
契 約 保 証 金	☐ 現 金	円	☐ 保険加入
	☐ 有価証券	円	☒ 免 除

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年(2022年)1月27 日

発注者 小田原市荻窪 300 番地
小田原市長 守屋 輝彦



受注者 東京都港区三田一丁目4番28号
NECネクサソリューションズ株式会社
公共第二ソリューション事業部
事業部長 羽 鳥 敦

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって定められた期間中誠実に業務を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等)

第3条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、発注者の承諾を得なければならない。

(業務責任者)

第4条 受注者は、業務責任者を選任し、これを発注者に通知するものとする。

2 業務責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 受注者の業務員の指揮監督及び業務処理
- (2) 発注者との業務連絡及び調整
- (3) 発注者からの仕様書に基づく注文事項の受任
- (4) その他本契約の目的の達成に必要な事項

3 発注者は、業務責任者が業務執行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

(業務員)

第5条 業務員の選定は、受注者が行うものとする。

(法令上の責任)

第6条 受注者は、業務員に対し、委託業務の遂行に十分な技術を習得させ、業務に専念するよう指揮監督するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令上すべての責任を負うものとする。

(機械器具類の費用負担)

第7条 この業務に使用する発注者占有の機械器具類の修繕料は、発注者の負担とする。

2 前条第2項の規定により、受注者が備え付ける機械器具類の修繕料及び消耗品類は、受注者の負担とする。

(業務の履行責任)

第8条 受注者が行う本契約業務履行に契約の内容に適合しないものがあつた場合は、受注者は直ちに完全な履行となるよう追完しなければならない。ただし、発注者の設備に受注者が予見できない不備欠陥があつたとき、又は発注者が提供した付属品等の不具合等受注者の責に基づかないときはこの限りではない。

(業務の変更、中止等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第10条 受注者は、業務履行中、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 受注者は、前項の規定による臨機の措置を執ったときは、速やかに発注者に報告するものとする。

(施設物品保全の義務)

第11条 受注者は、業務の実施に当たり、発注者の建物、工作物その他の物品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 受注者は、業務履行中発注者の建物、工作物、その他の物品に破損又は滅失の事実若しくはそのおそれのあることを発見したときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(債務不履行)

第12条 受注者は、自己の責めに帰すべき事由による債務不履行のため発注者に損害を与えたときは、発注者の被った一切の損害を賠償するものとする。

(損害の賠償)

第13条 受注者は、業務の実施に当たり自己の責めに帰すべき事由により発注者の建物、工作物、その他の物品に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

2 受注者は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

3 受注者は、前2項に規定する事故が生じたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(損失の負担)

第14条 この業務の実施に当たり生じた損失(第三者に及ぼした損失を含む。)は、この契約に定めがあるもののほか、受注者の負担とする。ただし、その損失の発生が発注者の責めに帰する場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第15条 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 受注者は、この契約による業務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(検査等)

第17条 発注者は、委託業務の処理状況について、随時検査し、報告を求めることができるとともに、委託業務の処理に関して必要な指示を受注者に与えることができるものとする。

(業務の確認)

第18条 受注者は、業務が完了したときは、速やかに業務報告書又は業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の届出があったときは、完了事実を確認するものとする。

(契約金の支払)

第19条 受注者は、前条による確認を得たときは、契約金の支払条件に基づき適法な手続に従

って発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内にこれを支払うものとする。

(発注者の解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者又はその使用人等に不正行為があったとき。
- (2) 業務が著しく遅延したとき。
- (3) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (4) 業務内容が著しく誠意を欠くと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させたとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催促をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

3 前2項の規定により契約を解除した場合、受注者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、発注者は、履行済みの部分について相当と認める金額を支払うものとする。

第21条 発注者は、公用又は公益のため、その他やむを得ない事由により契約を履行させることができないときは、この契約を解除することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の1以上減少したとき。

(2) 第9条の規定による業務の履行の中止期間が委託期間の3分の1以上に達したとき。

3 第20条第4項及び前条第3項の規定は、前2項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下本条において「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等（以下本条及び次条において「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者又は役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者に違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第24条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(疑義等の解決)

第25条 この契約の履行に当たり疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ解決するものとする。

(その他の事項)

第26条 この契約書に定めるもののほか必要な事項については、小田原市契約規則及びその他関係法令の規定によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

〔特記事項〕（第16条関係）

（総則）

第1条 受注者は、小田原市個人情報保護条例その他の法令等を遵守し、この契約により取り扱う場合は、個人情報の管理について、発注者と同等の措置を講じなければならない。

（報告等）

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報の取扱いが必要になった場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、個人情報の適正な取扱いのため、以下に定める措置をとるほか、発注者の指示に従わなければならない。

（個人情報の保管）

第3条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を毀損、又は滅失することのないよう、個人情報の安全な保管を図らなければならない。

（秘密の保持等）

第4条 受注者は、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人の権利利益の保護）

第5条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵すことのないように図らなければならない。

（目的外使用の禁止）

第6条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

中央図書館公衆無線LAN回線整備業務 仕様書

1 総則

小田原市（以下「発注者」という。）及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この仕様書に従い業務を履行しなければならない。

2 業務場所

小田原市南鴨宮 1-5-30 中央図書館

3 業務期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで

4 業務管理

（1）業務責任者の設置

受注者は、本業務を実施するにあたり、システムの運用及び導入する機器を熟知し、発注者との窓口となる業務責任者を設置し、発注者に報告するものとする。

なお、業務責任者は必要に応じて代行者を指名し、発注者に連絡するものとする。

（2）業務責任者の業務

業務責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 発注者からの作業内容等に関する問い合わせについて、その内容を確認し、発注者に回答すること。

イ 発注者からの作業依頼について、発注者と協議した上で実施するものについて、受注者の業務員に作業指示及び支援をすること。なお、発注者と協議の上実施しないとしたものについて、その理由を明らかにし発注者に回答すること。

ウ 定期的な報告を前提として業務遂行に必要な懸案を管理すること。

5 業務の実施

（1）作業依頼

受注者の業務員は、受注者の業務責任者の指揮監督のもとに、業務を実施するものとする。なお、発注者との連絡及び報告は、発注者と受注者の調整の上、行うものとする。

（2）報告の義務

受注者は、発注者に定期的に業務の実績を報告するものとする。また、発注者は、受注者に対しこれ以外の報告を求めることができる。

なお、受注者は業務完了後、発注者の定める書式により完了届を提出し、完了検査を受けるものとする。

6 業務内容

本業務の作業範囲は以下のとおりとする。

（1）公衆無線LAN回線の環境整備

受注者は中央図書館において公衆無線LAN回線が利用できるよう、環境を整備する。

想定される主な作業は次のとおりである。

ア 機器の調達

アクセスポイント3台、LANケーブル、PoEスイッチ、ルータ、その他付属機器
機器の詳細な仕様は発注者と受注者が協議の上で決定する。

イ アクセスポイントの設置作業

1階西側入口付近、1階読書コーナー付近、2階集会室付近の3箇所に設置する。
詳細な設置場所は電波の届く範囲を考慮し、発注者と受注者が協議の上で決定する。

ウ 館内LAN配線作業

ルータからアクセスポイントまでのLAN配線作業を行う。

エ 公衆無線LAN回線用の回線の新設

既存の図書館システムとは別にインターネット接続できる回線を用意する。

オ 既存機器との電波干渉の確認

(2) マニュアルの作成および研修の実施

受注者は管理者用の操作マニュアルおよび利用者用の接続方法の案内を作成し、発注者に説明を行うこと。

(3) 問い合わせ窓口の設置

受注者は機器の障害時等に対応する為、発注者からの問い合わせ窓口を設置する。

なお、受注者は令和4年(2022年)2月28日までに上記の作業を完了するものとし、同年3月1日から公衆無線LAN回線を供用し、使用状況を確認した上で、必要に応じて発注者から変更や追加で作業依頼のあったものについて作業を実施すること。変更・追加作業の詳細については、発注者と受注者が協議の上で決定する。

7 データ等の提供

発注者は、受注者と協議の上、業務の遂行に必要と判断される各種ドキュメント等を受注者に提供するものとする。

8 成果品

次の成果品を提出すること。

- (1) 作業完了報告書
- (2) 設計書一式
- (3) 管理者向け操作マニュアル
- (4) 利用者向け接続方法の案内

9 その他

- (1) 業務員が委託業務を遂行するときは、受注者の方法及び負担により名札を着用しなければならない。
- (2) 受注者は、業務員に身分証明書を携帯させなければならない。業務員は、常に身分証明書を所持し、発注者が求める時はこれを提示しなければならない。
- (3) 業務の処理は、発注者と受注者が相互に協力し、その執行に万全を期すものとする。
- (4) 本仕様書に定めない事項及び疑義を生じた事項については、発注者と受注者が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

002000

業 務 委 託 契 約 書

業 務 件 名	地域センター公衆無線LAN回線整備業務		
業 務 場 所	小田原市中里 273-6 川東タウンセンターマロニエ 小田原市飯田岡 382-2 城北タウンセンターいずみ 小田原市羽根尾 281-3 橘タウンセンターこゆるぎ		
業 務 期 間	契約締結日から 令和4年(2022年)3月31日まで		
契 約 金 額	金 5,495,600 円		
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 499,600 円		
	「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したものである。		
支 払 の 条 件	☐ 別紙「契約金額の分割支払表」のとおり ☒ 無		
契 約 保 証 金	☐ 現 金	円	☐ 保険加入
	☐ 有価証券	円	☒ 免 除

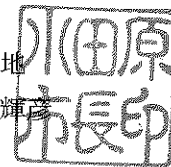
上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年(2022年)2月 3 日

発注者 小田原市荻窪 300 番地

小田原市長 守屋 輝彦



受注者

神奈川県横浜市中区山下町198番地
東日本電信電話株式会社 執行役員
神奈川事業部長 中西 裕信



< 白紙 >

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって定められた期間中誠実に業務を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等)

第3条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、発注者の承諾を得なければならない。

(業務責任者)

第4条 受注者は、業務責任者を選任し、これを発注者に通知するものとする。

2 業務責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 受注者の業務員の指揮監督及び業務処理
- (2) 発注者との業務連絡及び調整
- (3) 発注者からの仕様書に基づく注文事項の受任
- (4) その他本契約の目的の達成に必要な事項

3 発注者は、業務責任者が業務執行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

(業務員)

第5条 業務員の選定は、受注者が行うものとする。

(法令上の責任)

第6条 受注者は、業務員に対し、委託業務の遂行に十分な技術を習得させ、業務に専念するよう指揮監督するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令上すべての責任を負うものとする。

(機械器具類の費用負担)

第7条 この業務に使用する発注者占有の機械器具類の修繕料は、発注者の負担とする。

2 前条第2項の規定により、受注者が備え付ける機械器具類の修繕料及び消耗品類は、受注者の負担とする。

(業務の履行責任)

第8条 受注者が行う本契約業務履行に契約の内容に適合しないものがあった場合は、受注者は直ちに完全な履行となるよう追完しなければならない。ただし、発注者の設備に受注者が予見できない不備欠陥があったとき、又は発注者が提供した付属品等の不具合等受注者の責に基づかないときはこの限りではない。

(業務の変更、中止等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止若しく

はこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第10条 受注者は、業務履行中、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 受注者は、前項の規定による臨機の措置を執ったときは、速やかに発注者に報告するものとする。

(施設物品保全の義務)

第11条 受注者は、業務の実施に当たり、発注者の建物、工作物その他の物品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 受注者は、業務履行中発注者の建物、工作物、その他の物品に破損又は滅失の事実若しくはそのおそれのあることを発見したときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(債務不履行)

第12条 受注者は、自己の責めに帰すべき事由による債務不履行のため発注者に損害を与えたときは、発注者の被った一切の損害を賠償するものとする。

(損害の賠償)

第13条 受注者は、業務の実施に当たり自己の責めに帰すべき事由により発注者の建物、工作物、その他の物品に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

2 受注者は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

3 受注者は、前2項に規定する事故が生じたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(損失の負担)

第14条 この業務の実施に当たり生じた損失(第三者に及ぼした損失を含む。)は、この契約に定めがあるもののほか、受注者の負担とする。ただし、その損失の発生が発注者の責めに帰する場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第15条 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 受注者は、この契約による業務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(検査等)

第17条 発注者は、委託業務の処理状況について、随時検査し、報告を求めることができ

るとともに、委託業務の処理に関して必要な指示を受注者に与えることができるものとする。

(業務の確認)

第18条 受注者は、業務が完了したときは、速やかに業務報告書又は業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の届出があったときは、完了事実を確認するものとする。

(契約金の支払)

第19条 受注者は、前条による確認を得たときは、契約金の支払条件に基づき適法な手続に従って発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内にこれを支払うものとする。

(発注者の解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者又はその使用人等に不正行為があったとき。

(2) 業務が著しく遅延したとき。

(3) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(4) 業務内容が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させたとき。

(2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催促をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

3 前2項の規定により契約を解除した場合、受注者は、違約金として契約金額の100分の

10に相当する金額を発注者に支払うものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、発注者は、履行済みの部分について相当と認める金額を支払うものとする。

第21条 発注者は、公用又は公益のため、その他やむを得ない事由により契約を履行させることができないときは、この契約を解除することができる。

- 2 前条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の1以上減少したとき。

(2) 第9条の規定による業務の履行の中止期間が委託期間の3分の1以上に達したとき。

- 3 第20条第4項及び前条第3項の規定は、前2項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下本条において「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等（以下本条及び次条において「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。

- (3) 受注者又は役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者に違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第24条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(疑義等の解決)

第25条 この契約の履行に当たり疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ解決するものとする。

(その他の事項)

第26条 この契約書に定めるもののほか必要な事項については、小田原市契約規則及びその他関係法令の規定によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

[特記事項] (第16条関係)

(総則)

第1条 受注者は、小田原市個人情報保護条例その他の法令等を遵守し、この契約により取り扱う場合は、個人情報の管理について、発注者と同等の措置を講じなければならない。

(報告等)

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報の取扱いが必要になった場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、個人情報の適正な取扱いのため、以下に定める措置をとるほか、発注者の指示に従わなければならない。

(個人情報の保管)

第3条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を毀損、又は滅失することのないよう、個人情報の安全な保管を図らなければならない。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人の権利利益の保護)

第5条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵すことのないように図らなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

地域センター公衆無線LAN回線整備業務 仕様書

1 総則

小田原市（以下「発注者」という。）及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この仕様書に従い業務を履行しなければならない。

2 業務場所

小田原市中里 273-6 川東タウンセンターマロニエ

小田原市飯田岡 382-2 城北タウンセンターいずみ

小田原市羽根尾 281-3 橘タウンセンターこゆるぎ

3 業務期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで

4 業務管理

（1）業務責任者の設置

受注者は、本業務を実施するにあたり、システムの運用及び導入する機器を熟知し、発注者との窓口となる業務責任者を設置し、発注者に報告するものとする。

なお、業務責任者は必要に応じて代行者を指名し、発注者に連絡するものとする。

（2）業務責任者の業務

業務責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 発注者からの作業内容等に関する問い合わせについて、その内容を確認し、発注者に回答すること。

イ 発注者からの作業依頼について、発注者と協議した上で実施するものについて、受注者の業務員に作業指示及び支援をすること。なお、発注者と協議の上実施しないとしたものについて、その理由を明らかにし発注者に回答すること。

ウ 定期的な報告を前提として業務遂行に必要な懸案を管理すること。

5 業務の実施

（1）作業依頼

受注者の業務員は、受注者の業務責任者の指揮監督のもとに、業務を実施するものとする。なお、発注者との連絡及び報告は、発注者と受注者の調整の上、行うものとする。

（2）報告の義務

受注者は、発注者に定期的に業務の実績を報告するものとする。また、発注者は、受注者に対しこれ以外の報告を求めることができる。

なお、受注者は業務完了後、発注者の定める書式により完了届を提出し、完了検査を受け

るものとする。

6 業務内容

本業務の作業範囲は以下のとおりとする。

(1) 公衆無線LAN回線の環境整備

受注者は3つの地域センターにおいて公衆無線LAN回線が利用できるよう、環境を整備する。

想定される主な作業は次のとおりである。

ア 機器の調達

アクセスポイント10台、LANケーブル、PoEスイッチ、ルータ、その他付属機器機器の詳細な仕様は発注者と受注者が協議の上で決定する。

イ アクセスポイントの設置作業

各施設以下の場所に設置する。

(ア) 川東タウンセンターマロニエ

1階エントランスホール、1階集会室101、2階集会室206、3階マロニエホール

(イ) 城北タウンセンターいずみ

1階交流ロビー、2階いずみホールB、3階集会室301

(ウ) 橘タウンセンターこゆるぎ

1階交流ロビー、こゆるぎホールB、3階集会室

詳細な設置場所は電波の届く範囲等を考慮し、発注者と受注者が協議の上で決定する。

ウ 館内LAN配線作業

ルータからアクセスポイントまで、および、各地域センターの住民窓口と事務室にLAN配線作業を行う。

エ 公衆無線LAN回線用の回線の新設

既存の光回線を分岐し、インターネット接続できる回線等を用意する。

(2) マニュアルの作成および研修の実施

受注者は管理者用の操作マニュアルおよび利用者用の接続方法の案内を作成し、発注者に説明を行うこと。

(3) 問い合わせ窓口の設置

受注者は機器の障害時等に対応する為、発注者からの問い合わせ窓口を設置する。

なお、受注者は令和4年(2022年)3月14日までに上記の作業を完了するものとし、準備が完了した施設から公衆無線LAN回線を供用するものとする。供用開始後、使用状況等を確認した上で、必要に応じて発注者から変更や追加で作業依頼のあったものについて作業を実施すること。変更・追加作業の詳細については、発注者と受注者が協議の上で決定する。

7 データ等の提供

発注者は、受注者と協議の上、業務の遂行に必要と判断される各種ドキュメント等を受注者に提供するものとする。

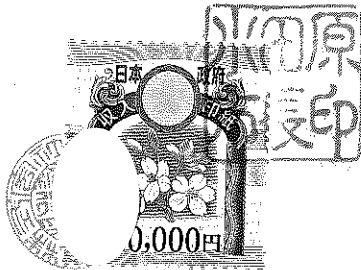
8 成果品

次の成果品を提出すること。

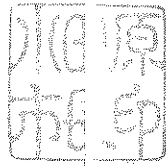
- (1) 作業完了報告書
- (2) 設計書一式
- (3) 管理者向け操作マニュアル
- (4) 利用者向け接続方法の案内

9 その他

- (1) 業務員が委託業務を遂行するときは、受注者の方法及び負担により名札を着用しなければならない。
- (2) 受注者は、業務員に身分証明書を携帯させなければならない。業務員は、常に身分証明書を所持し、発注者が求める時はこれを提示しなければならない。
- (3) 業務の処理は、発注者と受注者が相互に協力し、その執行に万全を期すものとする。
- (4) 本仕様書に定めない事項及び疑義を生じた事項については、発注者と受注者が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。



業 務 委 託 契 約 書



業 務 件 名	ミナカ小田原デジタルサイネージ運営管理業務
業 務 場 所	小田原市栄町1丁目1番15号及び小田原市が指定する場所
業 務 期 間	契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで
契 約 金 額	金 33,000,000 円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,000,000 円
	「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したものである。
支 払 の 条 件	☐ 別紙「契約金額の分割支払表」のとおり ☒ 無
契 約 保 証 金	☒ 現 金 3,300,000 円 ☐ 保険加入 ☐ 有価証券 円 ☐ 免 除

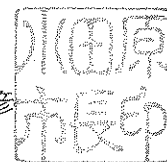
上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年（2022年）1月28日

発注者 小田原市荻窪 300 番地

小田原市長 守屋 輝彦



受注者

神奈川県小田原市栄町1-14-48

万葉倶楽部株式会社

代表取締役 高 橋

理

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって定められた期間中誠実に業務を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等)

第3条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(業務責任者)

第4条 受注者は、業務責任者を選任し、これを書面により発注者に通知するものとする。

2 業務責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 受注者の業務員の指揮監督及び業務処理
- (2) 発注者との業務連絡及び調整
- (3) 発注者からの仕様書に基づく注文事項の受任
- (4) その他本契約の目的の達成に必要な事項

3 発注者は、業務責任者が業務執行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

(業務員)

第5条 業務員の選定は、受注者が行うものとする。

(法令上の責任)

第6条 受注者は、業務員に対し、委託業務の遂行に十分な技術を習得させ、業務に専念するよう指揮監督するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令上すべての責任を負うものとする。

(作業室の使用等)

第7条 発注者は、発注者が所有する施設において、受注者が委託業務を遂行するために必要な作業室及び機械器具類を、受注者に無償で提供するものとする。

2 前項に規定する以外のもので、受注者が自ら委託業務に必要とする機械器具類を備え付けて使用する場合は、発注者の承諾を得なければならない。

(機械器具類の費用負担)

第8条 この業務に使用する発注者占有の機械器具類の修繕料は、発注者の負担とする。

2 前条第2項の規定により、受注者が備え付ける機械器具類の修繕料及び消耗品類は、受注者の負担とする。

(業務の履行責任)

第9条 受注者が行う本契約業務履行に契約の内容に適合しないものがあつた場合は、受注者は直ちに完全な履行となるよう追完しなければならない。ただし、発注者の設備に受注者が予見できない不備欠陥があつたとき、又は発注者が提供した付属品等の不具合等受注者の責に基づかないときはこの限りではない。

(業務の変更、中止等)

第 10 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第 11 条 受注者は、業務履行中、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 受注者は、前項の規定による臨機の措置を執ったときは、速やかに発注者に報告するものとする。

(施設物品保全の義務)

第 12 条 受注者は、業務の実施に当たり、発注者の建物、工作物その他の物品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 受注者は、業務履行中発注者の建物、工作物、その他の物品に破損又は滅失の事実若しくはそのおそれのあることを発見したときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(債務不履行)

第 13 条 受注者は、自己の責めに帰すべき事由による債務不履行のため発注者に損害を与えたときは、発注者の被った一切の損害を賠償するものとする。

(損害の賠償)

第 14 条 受注者は、業務の実施に当たり自己の責めに帰すべき事由により発注者の建物、工作物、その他の物品に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

2 受注者は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

3 受注者は、前 2 項に規定する事故が生じたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(損失の負担)

第 15 条 この業務の実施に当たり生じた損失（第三者に及ぼした損失を含む。）は、この契約に定めがあるもののほか、受注者の負担とする。ただし、その損失の発生が発注者の責めに帰する場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第 16 条 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第 17 条 受注者は、この契約による業務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(検査等)

第 18 条 発注者は、委託業務の処理状況について、随時検査し、報告を求めることができるとともに、委託業務の処理に関して必要な指示を受注者に与えることができるものとする。

(業務の確認)

第 19 条 受注者は、業務が完了したときは、速やかに業務報告書又は業務完了届を発注者に提出

しなければならない。

2 発注者は、前項の届出があったときは、完了事実を確認するものとする。

(契約金の支払)

第 20 条 受注者は、前条による確認を得たときは、契約金の支払条件に基づき適法な手続に従って発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があった日から 30 日以内にこれを支払うものとする。

(発注者の解除権)

第 21 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者又はその使用人等に不正行為があったとき。

(2) 業務が著しく遅延したとき。

(3) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(4) 業務内容が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 2 条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させたとき。

(2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催促をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 第 23 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

3 前 2 項の規定により契約を解除した場合、受注者は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に支払うものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定により契約を解除したときは、発注者は、履行済みの部分について相当と認める金額を支払うものとする。

第 22 条 発注者は、公用又は公益のため、その他やむを得ない事由により契約を履行させることができないときは、この契約を解除することができる。

2 前条第 4 項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

3 発注者は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第 23 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 10 条の規定により業務内容を変更したため、契約金額が 3 分の 1 以上減少したとき。

(2) 第 10 条の規定による業務の履行の中止期間が委託期間の 3 分の 1 以上に達したとき。

3 第 21 条第 4 項及び前条第 3 項の規定は、前 2 項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第 24 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例（平成 23 年小田原市条例第 29 号。以下本条において「条例」という。）第 2 条第 3 号に定める暴力団員又は第 4 号に定める暴力団員等（以下本条及び次条において「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者又は役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を発注者に違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 25 条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(疑義等の解決)

第 26 条 この契約の履行に当たり疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ解決するものとする。

(その他の事項)

第 27 条 この契約書に定めるもののほか必要な事項については、小田原市契約規則及びその他関係法令の規定によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

〔特記事項〕（第17条関係）

（総則）

第1条 受注者は、小田原市個人情報保護条例その他の法令等を遵守し、この契約により取り扱う場合は、個人情報の管理について、発注者と同等の措置を講じなければならない。

（報告等）

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報の取扱いが必要になった場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、個人情報の適正な取扱いのため、以下に定める措置をとるほか、発注者の指示に従わなければならない。

（個人情報の保管）

第3条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を毀損、又は滅失することのないよう、個人情報の安全な保管を図らなければならない。

（秘密の保持等）

第4条 受注者は、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人の権利利益の保護）

第5条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵すことのないように図らなければならない。

（目的外使用の禁止）

第6条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

ミナカ小田原デジタルサイネージ運営管理業務 仕様書

1 総則

小田原市（以下「発注者」という。）及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この仕様書に従い業務を履行しなければならない。

2 業務場所

小田原市栄町1丁目1番15号 ミナカ小田原及び発注者が指定する場所

3 業務期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日（木）まで

4 業務管理

受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者との窓口となる業務責任者を設置するとともに業務を処理するための作業体制を発注者に報告すること。なお、業務責任者は業務進捗状況を管理し発注者に報告するものとする。

5 業務範囲

受注者は、受注者の業務責任者の指揮監督のもと、下記の項目について業務を実施するものとする。

(1) 配信環境構築

デジタルサイネージによる情報配信を作るために必要となる調査、設計、開発、施工、設置、管理等に係る全ての業務を行うこと。

ア 機器等調達

配信環境構築に当たり必要となる全ての機器やソフトウェア、システム等を調達するとともに、調達した機器の搬入、セットアップ、ソフトウェア等のインストール、動作確認等を行うこと。

イ 機器等運営管理

デジタルサイネージの運用にあたり必要となる電源、インターネット回線、機器のメンテナンス等を管理すること。

ウ 配信コンテンツ管理

デジタルサイネージで配信するコンテンツの管理をすること。ただし、発注者が災害等の緊急時に配信する情報についてはその限りではない。

(2) 配信環境整備

ア 設置場所

ミナカ小田原 エスカレータ横（詳細な場所は発注者と受注者とで協議して定めるものとする。）
及び 発注者が指定する場所

イ 設置作業内

- (ア) デジタルサイネージの設置に係る工法決定や調査等は、受注者の責任において行うこと。
- (イ) 基礎工事や配線等の設備、通信に関する作業及びその手配にあたっては、関係する法令を遵守し、必要な手続きを行うなど、安全対策等を十分に講じること。
- (ウ) 設置するデジタルサイネージの外観については、発注者と協議の上、決定すること。

(エ) 設置するデジタルサイネージが強風や地震などの災害等により容易に倒壊しないよう、安全に十分配慮した設計とすること。

(オ) 混雑状況把握のためのセンサーを設置することとし、設置の際、天井や既設の支柱、転落防止柵などを活用する場合には、安全に十分配慮すること。

ウ その他作業における留意事項等

(ア) 歩行者の妨げや現用設備等の円滑な運用を妨げないよう十分注意し、必要な措置を行うこと。

(イ) デジタルサイネージの設置作業中、既存施設に損傷を与えた場合は、受注者の責任において、復旧又は補修を行うこと。また、歩行者等第三者への安全確保や配慮等を怠らないこととし、損害等を与えた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに受注者の費用と責任において速やかに対応を行うこと。

(ロ) デジタルサイネージの設置作業時は、騒音、振動、粉塵等の発生に十分配慮すること。

(ハ) 作業時間帯は、人通りが少ない時間帯での作業を原則とする。

(ニ) 設置作業の着手にあたり、工程表及び計画書を発注者に提出すること。

(3) 機器等の調達

調達する機器等は次の仕様・要件を満たすものとする。

ア ディスプレイ

ディスプレイサイズ：86 インチ

数量：2 台

最大解像度：3,840×2,160 以上

ディスプレイ外寸：1904(W)×1071(H) 以内

最大輝度：2,500cd/m² 以上（自動調整付）

防塵防水：IP65 以上

強化ガラス：8mm 以上

筐体：上記ディスプレイに対応したサイズにするとともに、防塵防水対策を十分に講じる。

その他：4K対応

イ デジタルサイネージシステム

(ア) 配信する情報は、全てクラウドで管理され、複数の操作端末から同時に情報の登録及び更新ができること。

(イ) 操作端末から登録・更新したコンテンツ等は、複雑な操作をすることなく、即時にディスプレイに反映することができること。

(ロ) パスワードによってシステムへのアクセスを制限でき、ユーザ別にログイン用パスワード、権限（全権管理者、部門管理者等）及び利用可能な機能の設定ができること。

(ハ) ディスプレイには、複数のコンテンツを1画面中に複数のパターンで表示できること。また、表示する静止画、動画の組み合わせは任意で設定できること。

(ニ) 静止画、動画ともに、指定秒数でディスプレイに放映できること。

(ホ) システムの障害発生時には、バックアップ保存済みのデータを元にバックアップ時点の状態にシステムを復元できること。

(ヘ) 他システムからのデータ、緊急地震速報、ニュース配信サービスなど、外部から提供されるデータとの連携など、拡張性があること。

(ロ) 広告放映のための枠管理ができること。

- (ケ) コンテンツごとに、グループ、表示する期間・曜日・時間帯、表示秒数、画面切替時のフェード効果有無、効果音（BGM）と音量が設定でき、それらの設定と番組で指定の表示対象グループ条件に合致する情報だけを自動的に抽出してディスプレイへ表示できること。
- (コ) コンテンツ種類と表示対象とするグループの組合せを番組として複数作成・管理でき、それぞれの番組内での各コンテンツの追加・削除及び表示順変更が行えること。
- (サ) 操作用端末あるいはコンテンツサーバからの指示によって、コンテンツ表示中の任意の表示用端末に対して、予め登録しておいた割込み用のコンテンツを随時割込み表示できること。
- (シ) 施設等の混雑状況を配信するため、発注者と調整の上、各施設に配置した混雑状況把握のためのセンサーから発信された情報をディスプレイへ表示できること。

(4) デジタルサイネージによる配信等

ア 配信時間

午前6時から午前0時までの間とすること。

イ 配信コンテンツ

- (ア) ディスプレイ2面を利用し、静止画、動画を組み合わせ、効果的な情報を発信すること。
- (イ) 日没等に合わせ、コンテンツの輝度等を調整すること。
- (ウ) 午前6時から午前8時まで、午後9時から午前0時までは静止画のみの配信とし、配信するコンテンツは周辺の環境等に十分に配慮すること。

ウ 配信管理

- (ア) コンテンツの管理及び配信管理は受注者で行うこと。ただし、コンテンツの編集及びディスプレイの表示サイズに合わせたコンテンツのサイズ調整については、発注者、受注者それぞれで行うこと。
- (イ) 受注者は、発注者が指定の様式に編集したファイルを受領し、指定されたソフト上にアップロードすること。
- (ウ) コンテンツの配信に当たり、午前8時から午後6時までは、発注者が指定するコンテンツの放映時間が全放映時間の70%以上になるよう管理すること。それ以外の時間については、全放映時間の60%以上になるよう管理すること。
- (エ) 災害時等に発注者が発信する緊急速報を含むコンテンツについては、上記には含まず、優先して放映すること。

6 本委託業務における発注者と受注者との役割

(1) 発注者

- ア 新型コロナウイルス感染症情報や観光情報などのコンテンツの作成及び受注者への提供
- イ コンテンツ放映時の放映内容、静止画等画像の確認
- ウ 災害等の緊急時に発信する情報の作成及び配信
- エ 混雑状況把握のためのセンサー設置場所の調整

(2) 受注者

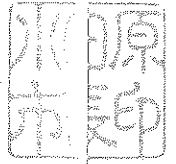
- ア デジタルサイネージを設置する場所の提供
- イ デジタルサイネージ配信環境の構築
- ウ 本業務の遂行にあたる機器等の調達
- エ デジタルサイネージ配信に係る運営管理

オ 配信コンテンツの管理、運用

カ コンテンツ放映時の放映内容、静止画等画像の確認

キ 広告等の配信に伴う施設テナントとの調整

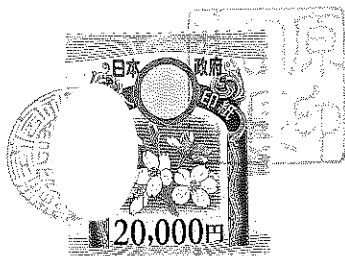
ク 災害時等に市が発信する緊急速報を含む市が提供するコンテンツの放映



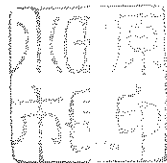
7 その他

- (1) 業務の処理は、発注者と受注者が相互に協力し、その執行に万全を期すものとする。
- (2) 本仕様書に定めない事項及び疑義を生じた事項については、発注者と受注者が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。





業 務 委 託 契 約 書



業 務 件 名	小田原駅東西自由連絡通路デジタルサイネージ運営管理業務
業 務 場 所	小田原駅東西自由連絡通路及び小田原市が指定する場所
業 務 期 間	契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで
契 約 金 額	金 13,200,000 円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,200,000 円
	「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したものである。
支 払 の 条 件	☐ 別紙「契約金額の分割支払表」のとおり ☒ 無
契 約 保 証 金	☒ 現 金 1,320,000 円 ☐ 保険加入 ☐ 有価証券 円 ☐ 免 除

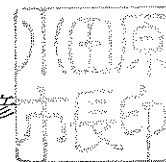
上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年（2022年）2月7日

発注者 小田原市荻窪 300 番地

小田原市長 守屋 輝彦



受注者 神奈川県小田原市栄町1-14-48

万葉倶楽部株式会社

代表取締役 高 橋

理



(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって定められた期間中誠実に業務を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等)

第3条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(業務責任者)

第4条 受注者は、業務責任者を選任し、これを書面により発注者に通知するものとする。

2 業務責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 受注者の業務員の指揮監督及び業務処理
- (2) 発注者との業務連絡及び調整
- (3) 発注者からの仕様書に基づく注文事項の受任
- (4) その他本契約の目的の達成に必要な事項

3 発注者は、業務責任者が業務執行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

(業務員)

第5条 業務員の選定は、受注者が行うものとする。

(法令上の責任)

第6条 受注者は、業務員に対し、委託業務の遂行に十分な技術を習得させ、業務に専念するよう指揮監督するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令上すべての責任を負うものとする。

(作業場所の使用等)

第7条 発注者は、発注者が所有する施設において、受注者が委託業務を遂行するために必要な作業場所及び機械器具類を、受注者に無償で提供するものとする。

2 前項に規定する以外のもので、受注者が自ら委託業務に必要とする機械器具類を備え付けて使用する場合は、発注者の承諾を得なければならない。

(機械器具類の費用負担)

第8条 この業務に使用する発注者占有の機械器具類の修繕料は、発注者の負担とする。

2 前条第2項の規定により、受注者が備え付ける機械器具類の修繕料及び消耗品類は、受注者の負担とする。

(業務の履行責任)

第9条 受注者が行う本契約業務履行に契約の内容に適合しないものがあつた場合は、受注者は直ちに完全な履行となるよう追完しなければならない。ただし、発注者の設備に受注者が予見できない不備欠陥があつたとき、又は発注者が提供した付属品等の不具合等受注者の責に基づかないときはこの限りではない。

(業務の変更、中止等)

第 10 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第 11 条 受注者は、業務履行中、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 受注者は、前項の規定による臨機の措置を執ったときは、速やかに発注者に報告するものとする。

(施設物品保全の義務)

第 12 条 受注者は、業務の実施に当たり、発注者の建物、工作物その他の物品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 受注者は、業務履行中発注者の建物、工作物、その他の物品に破損又は滅失の事実若しくはそのおそれのあることを発見したときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(債務不履行)

第 13 条 受注者は、自己の責めに帰すべき事由による債務不履行のため発注者に損害を与えたときは、発注者の被った一切の損害を賠償するものとする。

(損害の賠償)

第 14 条 受注者は、業務の実施に当たり自己の責めに帰すべき事由により発注者の建物、工作物、その他の物品に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

2 受注者は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

3 受注者は、前 2 項に規定する事故が生じたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(損失の負担)

第 15 条 この業務の実施に当たり生じた損失（第三者に及ぼした損失を含む。）は、この契約に定めがあるもののほか、受注者の負担とする。ただし、その損失の発生が発注者の責めに帰する場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第 16 条 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第 17 条 受注者は、この契約による業務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(検査等)

第 18 条 発注者は、委託業務の処理状況について、随時検査し、報告を求めることができるとともに、委託業務の処理に関して必要な指示を受注者に与えることができるものとする。

(業務の確認)

第 19 条 受注者は、業務が完了したときは、速やかに業務報告書又は業務完了届を発注者に提出

しなければならない。

2 発注者は、前項の届出があったときは、完了事実を確認するものとする。

(契約金の支払)

第 20 条 受注者は、前条による確認を得たときは、契約金の支払条件に基づき適法な手続に従って発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があった日から 30 日以内にこれを支払うものとする。

(発注者の解除権)

第 21 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者又はその使用人等に不正行為があったとき。

(2) 業務が著しく遅延したとき。

(3) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(4) 業務内容が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 2 条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させたとき。

(2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催促をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 第 23 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

3 前 2 項の規定により契約を解除した場合、受注者は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に支払うものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定により契約を解除したときは、発注者は、履行済みの部分について相当と認める金額を支払うものとする。

第 22 条 発注者は、公用又は公益のため、その他やむを得ない事由により契約を履行させることができないときは、この契約を解除することができる。

2 前条第 4 項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

3 発注者は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第 23 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 10 条の規定により業務内容を変更したため、契約金額が 3 分の 1 以上減少したとき。

(2) 第 10 条の規定による業務の履行の中止期間が委託期間の 3 分の 1 以上に達したとき。

3 第 21 条第 4 項及び前条第 3 項の規定は、前 2 項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第 24 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例（平成 23 年小田原市条例第 29 号。以下本条において「条例」という。）第 2 条第 3 号に定める暴力団員又は第 4 号に定める暴力団員等（以下本条及び次条において「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者又は役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を発注者に違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 25 条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(疑義等の解決)

第 26 条 この契約の履行に当たり疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ解決するものとする。

(その他の事項)

第 27 条 この契約書に定めるもののほか必要な事項については、小田原市契約規則及びその他関係法令の規定によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

[特記事項] (第17条関係)

(総則)

第1条 受注者は、小田原市個人情報保護条例その他の法令等を遵守し、この契約により取り扱う場合は、個人情報の管理について、発注者と同等の措置を講じなければならない。

(報告等)

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報の取扱いが必要になった場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、個人情報の適正な取扱いのため、以下に定める措置をとるほか、発注者の指示に従わなければならない。

(個人情報の保管)

第3条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を毀損、又は滅失することのないよう、個人情報の安全な保管を図らなければならない。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人の権利利益の保護)

第5条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵すことのないように図らなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

小田原駅東西自由連絡通路デジタルサイネージ運営管理業務 仕様書

1 総則

小田原市（以下「発注者」という。）及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この仕様書に従い業務を履行しなければならない。

2 業務場所

小田原駅東西自由連絡通路及び発注者が指定する場所

3 業務期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日（木）まで

4 業務管理

受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者との窓口となる業務責任者を設置するとともに業務を処理するための作業体制を発注者に報告すること。なお、業務責任者は業務進捗状況を管理し発注者に報告するものとする。

5 業務範囲

受注者は、受注者の業務責任者の指揮監督のもと、下記の項目について業務を実施するものとする。

(1) 配信環境構築

デジタルサイネージによる情報配信を作るために必要となる調査、設計、開発、施工、設置、管理等に係る全ての業務を行うこと。

ア 機器等調達

配信環境構築に当たり必要となる全ての機器やソフトウェア、システム等を調達するとともに、調達した機器の搬入、セットアップ、ソフトウェア等のインストール、動作確認等を行うこと。

イ 機器等運営管理

デジタルサイネージの運用にあたり必要となる電源、インターネット回線、機器のメンテナンス等を管理すること。

ウ 配信コンテンツ管理

デジタルサイネージで配信するコンテンツの管理をすること。ただし、発注者が災害等の緊急時に配信する情報についてはその限りではない。

(2) 配信環境整備

ア 設置場所

小田原駅東西自由連絡通路アークロード市民窓口前の柱、観光案内所前の柱 及び 発注者が指定する場所

イ 設置作業内

(7) デジタルサイネージの設置に係る工法決定や調査等は、受注者の責任において行うこと。

(4) 基礎工事や配線等の設備、通信に関する作業及びその手配にあたっては、関係する法令を遵守し、必要な手続きを行うなど、安全対策等を十分に講じること。

(9) 設置するデジタルサイネージの外観については、発注者と協議の上、決定すること。

- (エ) 設置するデジタルサイネージが強風や地震などの災害等により容易に倒壊しないよう、安全に十分配慮した設計とすること。

ウ その他作業における留意事項等

- (ア) 歩行者の妨げや現用設備等の円滑な運用を妨げないよう十分注意し、必要な措置を行うこと。
- (イ) デジタルサイネージの設置作業中、既存施設に損傷を与えた場合は、受注者の責任において、復旧又は補修を行うこと。また、歩行者等第三者への安全確保や配慮等を怠らないこととし、損害等を与えた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに受注者の費用と責任において速やかに対応を行うこと。
- (ウ) デジタルサイネージの設置作業時は、騒音、振動、粉塵等の発生に十分配慮すること。
- (エ) 作業時間帯は、人通りが少ない時間帯での作業を原則とする。
- (オ) 設置作業の着手にあたり、工程表及び計画書を発注者に提出すること。

(3) 機器等の調達

調達する機器等は次の仕様・要件を満たすものとする。

ア ディスプレイ

ディスプレイサイズ：55 インチ

数量：4 台

最大解像度：3,840×2,160 以上

ディスプレイ外寸：1241.8(W)×712.6(H) 以内

最大輝度：500cd/m² 以上

筐体：上記ディスプレイに対応したサイズにするとともに、歩行者の接触事故防止対策を十分に講じる。

イ デジタルサイネージシステム

- (ア) 配信する情報は、全てクラウドで管理され、複数の操作用端末から同時に情報の登録及び更新ができること。
- (イ) 操作用端末から登録・更新したコンテンツ等は、複雑な操作をすることなく、即時にディスプレイに反映することができること。
- (ウ) パスワードによってシステムへのアクセスを制限でき、ユーザ別にログイン用パスワード、権限（全権管理者、部門管理者等）及び利用可能な機能の設定ができること。
- (エ) ディスプレイには、複数のコンテンツを1画面中に複数のパターンで表示できること。また、表示する静止画、動画の組み合わせは任意で設定できること。
- (オ) 静止画、動画ともに、指定秒数でディスプレイに放映できること。
- (カ) システムの障害発生時には、バックアップ保存済みのデータを元にバックアップ時点の状態にシステムを復元できること。
- (キ) 他システムからのデータ、緊急地震速報、ニュース配信サービスなど、外部から提供されるデータとの連携など、拡張性があること。
- (ク) 広告放映のための枠管理ができること。
- (ケ) コンテンツごとに、グループ、表示する期間・曜日・時間帯、表示秒数、画面切替時のフェード効果有無が設定でき、それらの設定と番組で指定の表示対象グループ条件に合致する情報だけを自動的に抽出してディスプレイへ表示できること。
- (コ) コンテンツ種類と表示対象とするグループの組合せを番組として複数作成・管理でき、それ

それぞれの番組内での各コンテンツの追加・削除及び表示順変更が行えること。

(サ) 操作端末あるいはコンテンツサーバからの指示によって、コンテンツ表示中の任意の表示用端末に対して、予め登録しておいた割込み用のコンテンツを随時割込み表示できること。

(シ) 施設等の混雑状況を配信するため、発注者と調整の上、各施設に配置した混雑状況把握のためのセンサーから発信された情報をディスプレイへ表示できること。

(4) デジタルサイネージによる配信等

ア 配信時間

午前6時から午前0時までの間とすること。

イ 配信コンテンツ

(ア) ディスプレイ2面を利用し、静止画、動画を組み合わせ、効果的な情報を発信すること。

(イ) 2箇所に設置するディスプレイ（計4面）が連動すること。

(ウ) 日没等に合わせ、コンテンツの輝度等を調整すること。

ウ 配信管理

(ア) コンテンツの管理及び配信管理は受注者で行うこと。ただし、コンテンツの編集及びディスプレイの表示サイズに合わせたコンテンツのサイズ調整については、発注者、受注者それぞれで行うこと。

(イ) 受注者は、発注者が指定の様式に編集したファイルを受領し、指定されたソフト上にアップロードすること。

(ウ) コンテンツの配信に当たり、午前8時から午後6時までは、発注者が指定するコンテンツの放映時間が全放映時間の70%以上になるよう管理すること。それ以外の時間については、全放映時間の60%以上になるよう管理すること。

(エ) 災害時等に発注者が発信する緊急速報を含むコンテンツについては、上記には含まず、優先して放映すること。

6 本委託業務における発注者と受注者との役割

(1) 発注者

ア 新型コロナウイルス感染症情報や観光情報などのコンテンツの作成及び受注者への提供

イ コンテンツ放映時の放映内容、静止画等画像の確認

ウ 災害等の緊急時に発信する情報の作成及び配信

エ 機器の設置等にかかる東日本旅客鉄道株式会社との調整

(2) 受注者

ア デジタルサイネージ配信環境の構築

イ 本業務の遂行にあたる機器等の調達

ウ デジタルサイネージ配信に係る運営管理

エ 配信コンテンツの管理、運用

オ コンテンツ放映時の放映内容、静止画等画像の確認

カ 広告等の配信に伴う事業者との調整

キ 災害時等に市が発信する緊急速報を含む市が提供するコンテンツの放映

7 その他

- (1) 業務の処理は、発注者と受注者が相互に協力し、その執行に万全を期すものとする。
- (2) 本仕様書に定めない事項及び疑義を生じた事項については、発注者と受注者が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。



請 求 書

DATE. 令和4年4月5日

小田原市 企画部
デジタルイノベーション課 御中

下記の通りご請求申し上げます

	御見積金額
¥	68,810

件名:小田原市コンテンツ配信システム等調整業務

No.	品名	備考1	備考2	数量	単価	金額
1						-
2	小田原市コンテンツ配信システム等調整			1	62,555	62,555
3						-
4						-
5						-
6						-
7						-
8						-
9						-
10						-
11						-
12						-
13						-
14						-
15						-
16						-
17						-
18						-
19						-
20						-
小計:						62,555
消費税:						6,255
合計:						¥ 68,810

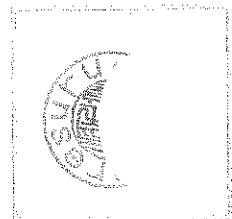
振込口座

銀行名:みずほ銀行
支店名:小田原支店
番号:普通 4056972
名義:ド)RESURU

振込手数料はお客様負担でお願いします。

合同会社resuru

〒256-0856
神奈川県小田原市新屋150-4
0465-25-1804
代表役員:木部数也



● 広報紙製作委託業者の実績

年度	契約業者		契約額
平成8年度	(株)文化工房	市外(東京)	
平成9年度			
平成10年度			
平成11年度	(株)神奈川新聞社	市外(横浜)	
平成12年度			
平成13年度			
平成14年度			
平成15年度			
平成16年度			
平成17年度			
平成18年度			
平成19年度			
平成20年度			
平成21年度			
平成22年度			
平成23年度	(株)文化工房	市外(東京)	
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度	(株)ドウ・アーバン	市外(東京)	
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度	(株)文化工房	市外(東京)	約4,100万円
平成30年度			約3,400万円※1
令和元年度			約3,400万円
令和2年度			約3,500万円
令和3年度			約3,500万円

※1 平成29年度にリニューアル。月2回発行から月1回発行に変更。

令和 3 年度「広報小田原」製作業務仕様書

- 1 業務期間 令和 3 年(2021 年)4 月 1 日から令和 4 年(2022 年)3 月 31 日まで
(令和 3 年(2021 年)5 月号～令和 4 年(2022 年)4 月号 計 12 号)
- 2 業務内容
 - (1) レイアウト
(紙面デザイン、ページ割り、編集、イラスト・地図・表の作成等)
 - (2) リライト及び一部原稿作成
 - (3) 写真撮影
 - (4) 印刷・発行・仕分け、指定場所への納品
 - (5) 最終原稿の画像 (PDF データ等) 及び文字 (テキストデータ等) の提供
- 3 広報紙
 - (1) 紙面
タブロイド判
 - (2) 紙質
環境に配慮した白色度の高い再生紙
 - (3) 規格
16 ページ (1 部当たり 60 g 未満・11 回)
20 ページ (1 部当たり 75 g 未満・1 回)
4 色フルカラー、左綴じ、横組み
※令和 3 年(2021 年)5 月号～令和 3 年(2021 年)10 月号のいずれかに、「市役所電話帳」(4 ページ、4 色フルカラー)をはさみ込み、発行する。
 - (4) 部数
各 77,000 部以上
 - (5) 文字の大きさ
原則 14Q 以上
 - (6) 印刷
新聞輪転機を使用

4 製作工程

(1) 作業日程

作業工程は別に定めることとする。

(2) 入稿・校正の方法

入稿～念校 データ送付（発注者→受注者、受注者→発注者）

色校正 宅配便等による製版原画送付（受注者→発注者）
業者による直接回収（発注者→受注者）

(3) 校正回数

文字校正 2 回以上

色校正（文字修正含む） 1 回

5 制作体制・スタッフの配置

(1) 管理・進行等、企画・デザイン・編集

……ディレクター 1 名、デザイナー 1 名、DTP オペレーター 1 名

(2) 校正（校閲）、イラスト作成

……校正・校閲担当者 2 名、イラストレーター（適宜）

(3) 取材記事担当

……カメラマン 1 名、ライター 1 名

※同等以上の体制とする。

6 納品 納品日、納品先、納品部数は別に指定する。

7 支払い 毎号発行ごとに、所定の手続きにより行う。

なお、契約金額に係る消費税及び地方消費税については、業務完了日における消費税及び地方消費税の税率が適用される。

特別支援学級児童生徒数・学級数及び通級指導教室通級児童生徒数
・学級数（平成30年度から令和4年度分）

1 特別支援学級児童生徒数・学級数

（各年度5月1日現在）

	特別支援学級児童生徒数			特別支援学級数		
	児童数	生徒数	合計	小学校	中学校	合計
平成30年度	302	103	405	70	28	98
令和元年度	329	110	439	74	29	103
令和2年度	365	127	492	83	29	112
令和3年度	429	143	572	90	29	119
令和4年度	490	157	647	94	35	129

2 通級指導教室通級児童生徒数・学級数

（各年度4月6日現在）

	ことばの教室				コミュニケーションの教室						中学校通級 指導学級		合計	
	新玉小		下府中小		酒匂小		足柄小		千代小		白山中分校			
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
平成30 年度	30	3	21	2	22	2	24	2	30	3	*1	*2	127	12
令和元 年度	31	3	24	2	24	2	21	2	34	3			134	12
令和2 年度	31	3	22	2	23	2	24	2	33	3	16	1	149	13
令和3 年度	31	3	21	2	21	2	21	2	30	3	15	1	139	13
令和4 年度	35	3	25	2	21	2	31	3	32	3	16	1	160	14

*1・*2 中学校通級指導学級については、令和2年度のは一もにい開設に合わせて設置

教育相談件数（は一もにい分・令和2年度から令和3年度分）

●教育相談の内容と延べ件数 (件)

	不登校	不登校傾向	いじめ	特別支援	学習	しつけ・ 育て方	その他	合計
令和2年度	1,068	257	10	778	188	45	203	2,549
令和3年度	1,744	252	37	853	59	27	182	3,154

焼却灰等処分委託先概要

焼却灰埋立

単位：t

委託先所在地 (都道府県名)	処理方法	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
秋田県	埋立	1,601	1,829	1,780	1,547	1,495
山形県	埋立	683	892	786	785	742
茨城県	埋立	2,117	2,113	2,268	1,469	2,023
群馬県	埋立	2,004	1,401	1,236	1,170	1,295
長野県	埋立	144	142	140	162	—
計		6,549	6,377	6,210	5,133	5,555

焼却灰資源化

単位：t

委託先所在地 (都道府県名)	処理方法	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
栃木県	溶融	133	152	149	266	350
愛知県	溶融	134	152	153	113	102
埼玉県	焼成	96	96	143	199	200
計		363	400	445	578	652

焼却灰

単位：t

焼却灰	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
合 計	6,912	6,777	6,655	5,711	6,207

過去3年間の市民と市長の懇談会及び地域活動懇談会の開催状況等

1. 市民と市長の懇談会

【令和3年度】

○テーマ設定型

「第6次小田原市総合計画」をテーマに、移住者、若者、女性を対象に実施。

開催日時	参加者	人数	開催場所
7月31日(土) 14:00～15:00	小田原市移住サポーター	14人	(Zoomで開催)
8月12日(木) 18:30～19:50	概ね30歳までの若者	5人	おだわらイノベーションラボ
8月24日(火) 15:00～16:30	小田原Lエール認定企業で働く女性	9人	おだわらイノベーションラボ及びZoom

○対象者(団体)設定型

開催日時	訪問団体	人数	開催場所
7月9日(金) 11:00～12:00	NPO法人mama's hug	4人	mama's hug事務所
10月23日(土) 12:00～13:00	プラごみゼロ チームおだわら	6人	酒匂川右岸河口、 白鷗中学校
11月28日(日) 16:30～17:40	神奈川県西部子ども劇場協議会	4人	おだわらイノベーションラボ
12月17日(金) 18:00～19:00	小田原文化サポーター	8人	小田原三の丸ホール
12月23日(木) 18:00～19:30	しもふなかコンパス	20人	川東タウンセンター マロニエ

【令和2年度】

○テーマ設定型

「市民と市長の懇談会 ～20歳の若者と～」をテーマに実施。

開催日時	参加者	人数	開催場所
12月8日(火) 19:00～20:10	令和3年成人式運営委員	7人	ピアノカフェ伊勢治

【令和元年度】

○テーマ設定型(「まちカフェ×おだわら市民学校『専門課程』」)

「実践につなげる、課題解決を担いうるチカラ」をテーマに実施。

開催日時	参加者	人数	開催場所
11月30日(土) 14:30～15:40	小田原市民学校「専門課程」受 講者	10人	生涯学習センター けやき

※新型コロナウイルス感染症対策等のため、令和元・2年度は1回のみ実施。

2. 市民と市長の地域活動懇談会

○経緯

平成22年度に自治会連合会区域ごとの全地区で地域が取り組むべき課題を話し合い、地域別計画が策定された。さらに平成22年度には、市民の力を生かし、市民、議会及び行政が互いに尊重、対話、連携、協力し合いながら、それぞれの役割を果たすことを目指して自治基本条例を制定した。

その後、平成27年度までに全26地区で地域コミュニティ組織が設立され、地域の課題解決に向けた取組が進められている。

市民と市長との地域活動懇談会は、地域コミュニティ組織の活動報告と地域の課題解決に向けた意見交換等を行うものである。

○実績

【令和3年度】

開催日	対象地区	人数	開催場所
7月17日（土）	片浦	16人	石橋公民館
10月14日（木）	下府中	27人	川東タウンセンターマロニエ
10月28日（木）	山王網一色	22人	山王小学校体育館
10月29日（金）	芦子	6人	市役所 601 会議室
11月20日（土）	豊川	31人	豊川小学校
11月24日（水）	早川	15人	早川公民館

【令和2年度】

開催日	対象地区	人数	開催場所
9月26日（土）	桜井	28人	尊徳記念館
10月17日（土）	富士見	39人	下水道コミュニティかるがも
11月5日（木）	新玉	22人	新玉小学校
12月4日（金）	富水	23人	城北タウンセンターいずみ

【令和元年度】

開催日	対象地区	人数	開催場所
4月18日（木）	早川	29人	早川公民館
4月26日（金）	酒匂・小八幡	69人	保健センター
5月20日（月）	二川	23人	井細田公民館
7月17日（水）	富水	58人	城北タウンセンターいずみ
10月7日（月）	芦子	25人	芦子小学校
10月27日（日）	橘北	46人	橘タウンセンターこゆるぎ
11月19日（火）	上府中	49人	上府中市民集会施設
11月25日（月）	足柄	22人	今井公民館

※新型コロナウイルス感染症対策等のため、開催を延期した地区がある。

タウンセンター 3 館の管理運営業務委託料の契約額（一般財団法人小田原市事業協会・平成 2 9 年度から令和 3 年度分）

◆川東タウンセンターマロニエ

(円)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
契約額	58,789,200	56,389,200	56,911,316	57,433,445	58,705,445

◆城北タウンセンターいずみ

(円)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
契約額	—	—	—	—	30,864,900

※令和 2 年度まで市直営。令和 3 年度から一般財団法人小田原市事業協会へ委託

◆橘タウンセンターこゆるぎ

(円)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
契約額	26,651,080	26,651,080	26,897,844	27,144,618	27,172,618

公衆便所の洋式化の状況

令和 4 年9月26日現在

	名 称	所 在 地	便器種類			便器数 (基)	洋便器 基数 (基)	洋式 化率 (%)
			種別	和洋	洋式化時期			
公衆便所	御幸の浜公衆便所	本町三丁目16番45号	男子	和式		5	2	40%
			女子	洋式	平成26年度以前			
				和式				
				和式				
			バリアフリー	洋式	設置当初			
	板橋見付公衆便所	城山四丁目23番36号	男女兼用	洋式	平成25年度	2	1	50%
				和式				
	浜町公衆便所	浜町四丁目25番32号	男女兼用	和式		1	0	0%
	鴨宮駅北口公衆便所	鴨宮36番地の3	男女兼用	洋式	平成29年度	2	2	100%
				洋式	平成26年度以前			
	鴨宮駅南口公衆便所	南鴨宮三丁目50番14号	男子	和式		4	3	75%
			女子	洋式	平成30年度			
				洋式	平成30年度			
			バリアフリー	洋式	設置当初			
	根府川駅前公衆便所	根府川109番地	男子	洋式	平成26年度以前	5	5	100%
			女子	洋式	平成26年度以前			
				洋式	令和2年度			
				洋式	令和3年度			
			バリアフリー	洋式	設置当初			
準公衆便所※			国府津駅前準公衆便所	国府津四丁目1番1号	男子			
	女子	和式						
	小田原駅東口駅前トイレ	栄町1丁目1番9号	男子	洋式	設置当初	6	6	100%
				洋式	設置当初			
			女子	洋式	設置当初			
				洋式	設置当初			
				洋式	設置当初			
バリアフリー			洋式	設置当初				
合 計						27	19	70.4%

※準公衆便所とは、JRから駅舎の一部を借用し、設置したものであり、「小田原市公衆便所条例」ではなく、「準公衆便所要領」に定められている。

決算特別委員会請求資料23 みどり公園課

街区公園便所一覧

公園名		所在地	便器数		
			大		小
			和式	洋式	
1	南板橋公園	板橋	1		1
2	山王原公園	東町二丁目	1		1
3	山根公園	早川二丁目	1		1
4	酒匂浜公園	酒匂四丁目	1		1
5	中村原公園	中村原	1		1
6	奥山根公園	早川三丁目	1		
7	小八幡第一公園	小八幡二丁目	1		
8	河原公園	板橋	1		1
9	中町第一公園	中町三丁目	1		1
10	前川公園	前川	1		1
11	南鴨宮新田公園	南鴨宮二丁目	1		1
12	南鴨宮富士見公園	南鴨宮三丁目	1		1
13	南鴨宮駅前公園	南鴨宮三丁目	1		1
14	西酒匂大道公園	西酒匂三丁目	1		1
15	久野兎河原公園	久野	2		1
16	久野水神公園	久野	1		1
17	入生田ふれあい公園	入生田	1		
18	金田公園	蓮正寺	1		1
19	豊岡公園	蓮正寺	1		1
20	光海公園	曾我光海	1		
21	いなりもりパーク	鴨宮	1		1
22	八反田公園	成田	1		1
23	吉添公園	成田	1		1
24	中ノ町公園	成田	1		1
25	南鴨宮みずき公園	南鴨宮一丁目	1		1
26	酒匂川代公園	酒匂一丁目	1		
合計			27	0	21
			27		

※市内街区公園141箇所のうち、便所を設置している公園は26箇所

決算特別委員会請求資料24 障がい福祉課・子ども青少年支援課

児童発達支援を必要とする児童の増加に伴う推移について及びつくしんぼ教室利用状況

(単位・人)

	児童発達支援事業実利用者数	つくしんぼ教室保育利用者数
平成28年度	208	118
平成29年度	230	117
平成30年度	240	124
平成31年度	269	125
令和2年度	295	148
令和3年度	308	154

小田原城址公園内の樹木の伐採及び剪定の本数とその決算額
(平成 29 年度から令和 3 年度)

年度	作業 内容	本 数 (本)	決算額 (円)
平成 29 年度	伐採	14	2,786,400
	剪定	0	
平成 30 年度	伐採	30	5,491,200
	剪定	8	
令和元年度	伐採	5	3,875,300
	剪定	15	
令和 2 年度	伐採	20	4,686,000
	剪定	7	
令和 3 年度	伐採	14	4,501,200
	剪定	7	
合 計	伐採	83	21,340,100
	剪定	37	

2017年度から2021年度における後期高齢者医療費窓口負担額

年度	窓口負担額 A	被保険者数 (年度平均) B	A / B
2017	1,735,605,098 円	26,450 人	65,618 円
2018	1,865,303,603 円	27,392 人	68,097 円
2019	1,935,306,685 円	28,238 人	68,536 円
2020	1,775,552,307 円	28,536 人	62,221 円
2021	1,842,807,754 円	28,896 人	63,774 円

決算特別委員会請求資料 27 教育指導課

個別支援員の人数の推移（平成 29 年度から令和 3 年度）

（各年度末現在）

	個別支援員配置人数		
	小学校	中学校	合 計
平成 29 年度	71 (2)	24	95
平成 30 年度	86 (3)	27	113
令和元年度	102 (3)	28	130
令和 2 年度	120 (3)	33	153
令和 3 年度	149 (3)	38	187

※（）内は、看護師有資格者数

国民健康保険における県下19市の1人当たりの医療費一覧（過去3年）

（単位：円）

保険者名	1人当たり医療費		
	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算見込
小田原市	(1) 313,133	(1) 299,286	(1) 322,905
横浜市	(8) 280,037	(8) 269,956	(9) 293,219
川崎市	(17) 266,913	(15) 258,832	(12) 285,844
横須賀市	(3) 296,252	(2) 283,747	(3) 306,050
平塚市	(11) 277,727	(10) 265,524	(6) 295,389
鎌倉市	(15) 270,597	(17) 255,459	(16) 274,970
藤沢市	(16) 268,376	(19) 253,729	(19) 271,254
茅ヶ崎市	(18) 266,666	(18) 254,627	(17) 274,309
逗子市	(6) 286,522	(7) 273,293	(5) 302,733
相模原市	(13) 273,131	(13) 260,454	(14) 281,980
三浦市	(7) 282,754	(4) 279,867	(13) 284,803
秦野市	(9) 279,940	(11) 265,175	(10) 289,964
厚木市	(14) 272,183	(14) 259,075	(15) 280,975
大和市	(19) 262,596	(16) 255,491	(18) 271,761
伊勢原市	(4) 288,374	(3) 282,233	(4) 305,131
海老名市	(5) 286,563	(6) 276,679	(7) 294,872
座間市	(12) 276,820	(12) 262,040	(8) 293,385
南足柄市	(2) 303,570	(5) 277,878	(2) 307,902
綾瀬市	(10) 279,048	(9) 265,653	(11) 287,505

※ 療養給付法定給付費における1人当たり費用額

※ () 数字は、19市中の順位を表す。